

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4)			
日 時	令和元年 10 月 1 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	中村 (吉宏) 委員長、高野副委員長、松田・高橋 (龍) ・ 高橋 (克幸) ・松岩・須貝・中村 (誠吾) ・川畑各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、須貝委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、酒井委員が川畑委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○松田委員

◎家庭児童相談について

最初に家庭児童相談について伺います。

平成29年度より相談の総数は40件以上減少しているのに、児童虐待相談は20件以上増加し、その件数は全相談件数の半分以上を占めているのには驚かされます。しかも、この虐待件数だけを見ると28年度は29件、29年度が92件、そして昨年度が117件と、4倍以上になっています。このように虐待件数が異常にふえているのは、昨今の状況から、虐待ということに敏感になっていることもその要因の一つだとは思いますが、ただ、児童虐待は抵抗できない子供がターゲットにされており、見過ごすことはできません。どんなささいなことでも、小さいうちに芽を摘み取っていかねばならないと思いますが、増加している要因について、担当部局としてどのような考えを持っているのか、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

児童虐待相談の増加の理由につきましては、全国的な傾向でもございますけれども、子供の前で配偶者に対して暴力を振るうような、面前DVと呼ばれるような事象が心理的虐待になるということで、その分がカウントされて件数が増加している状況です。

○松田委員

それでは、次に相談件数が載っているのですが、これでは男女別がわからないので、男女別と、それから年代別にお示ししていただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

児童虐待相談の117件の男女別、並びに年代別で申し上げます。

男が55名、女が62名です。年代別につきましては、ゼロ歳から3歳未満の子供が18名、3歳から就学前の子供が33名、小学生34名、中学生20名、高校生が12名であります。

○松田委員

次に児童虐待の相談内訳をお聞かせ願いたいと思います。先ほどの説明にもあったとおり、心理的虐待の件数が多いのは、子供の前で配偶者に対して暴力を振るう面前DVも全て心理的虐待に入るから、この部分の件数が伸びているということは昨年お聞きしましたが、この点についてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

虐待の相談の内訳でございます。まず、心理的虐待が76件、次に身体的虐待が22件、ネグレクト、養育放棄とかそういうものに当たるものですが17件、性的虐待が2件の計117件でございます。

○松田委員

今内訳を聞きましたが、虐待を受けているのは誰からなのか、父なのか、母なのか、またはその配偶者など、その属性についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

御質問がありました虐待者でございます。まず、実の父親が63件、実の母親が42件、実父以外の父親、義理の父親になるかと思えますけれども、こちらが10件、実母以外の母親がゼロ件。その他で、祖父母とかに当たりますけれども、祖父母などのその他が2件でございます。

○松田委員

それで、虐待を受けているとの通報は誰からなのか、相談経路をお示ししていただきたいと思います。昨年度は御近所からの通報が入り、警察官が現場に赴き、警察官が虐待と判断したときは児童相談所に通告することが義務づけられたために、児童相談所からの経路が増加しているというふうにお聞きしたのですが、平成30年度はどのような状況になっているのか、その点についてお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

相談経路につきましては、今委員からお話がありましたとおり、児童相談所が117件のうち99件でございました。これも今委員がおっしゃったように、近隣から警察とか児童相談所に直接通報などがありまして、それが私どもへ通告があるようなケースでございます。これがもう大半を占めております。あとは、庁内の関係部署とか、小・中学校、保育所、幼稚園です。あとは近隣や親戚の方からの通報が残りの18件でございます。

○松田委員

このように虐待は見えにくいところで起こっているという部分もあるのです。

それで、相談を受けた後どのような対応を行ったのか、通報後の対応についてお聞かせください。昨年度につきましては、児童に対する危険度が高く、児童相談所に一時保護を行ったケースが2件あるというふうに昨年報告がありました。平成30年度についてもそのようなケースがあったのかどうか、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

通報があった後の対応につきましては、まず、虐待通告が入った際には、児童相談所の運営指針によりまして、私ども市町村として、原則48時間以内に対象児童の安全確認を行う必要がございます。そのため、本市では小樽市要保護児童相談業務フローチャートに基づいて、小・中学校に通われている子供であれば、私どもこども福祉課から、子供の通っている各学校に虐待通告があった旨を連絡するとともに、通学の状況や身体的な状況、家庭の状況などを確認させていただいて、緊急性が高いと判断した場合には、市や児童相談所の担当職員が自宅を訪問し、目視で安全確認を行うものです。

安全を確認した後でも関係機関と情報を共有いたしまして引き続き見守りをするとともに、養育環境に問題、課題等がある場合には、関係機関によるケース検討会議を開催いたしまして、問題解決に向けた方策を検討しているところでございます。

平成30年度に児童相談所で一時保護された件数ですけれども、こちらにつきましては7件でございます。

○松田委員

昨年は児童相談所に一時保護、預かるのは危険度が高いことが要因で、それが2件だったのが、平成30年度は7件ということで少し驚いております。そういったことで、やはりしっかりみんなで見守っていかねばならないというふうに思います。

それで今一番問題になっているのは、相談機関の間での情報共有がいかになされるかということだと思います。全国的に情報の共有がされないまま、痛ましいケースに陥ったことが多発しています。昨年の御答弁では、児童虐

待を防止するためには、市独自での対応が厳しいために、関係機関との情報共有、連絡が不可欠だということで、要保護児童対策地域協議会を設けているというふうにお聞きしています。この協議会は問題ケースが発生してから開催されるのか、または定期的に開催されるのか、開催頻度についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

今御質問がありました要保護児童対策地域協議会、要対協でございますけれども、こちらにつきましては庁内の関係部署のほか、児童相談所や警察、医療機関、学校、保育所、あとは地域の民生・児童委員の方々と構成しているものでございます。

虐待が疑われる事象があった場合には、その都度ですけれども、構成機関が集まるケース検討会議を行いまして、情報共有を行った上で適切な対応について協議しているところでございます。あと、年間最低1回はこの要対協の代表者会議を行いまして、情報交換を行っているところでございます。

○松田委員

本当に情報共有というのは、これは児童虐待だけではなく、いろいろなことで大切なことだと思います。

それで、今は虐待のことについてお聞きしましたが、子育て支援室が行っているのは児童虐待相談だけではなく、あくまでも家庭児童相談の一環として虐待があるということなのですけれども、そのほかの相談を多く受けているかと思いますが、事務執行状況説明書の相談内容別内訳を見ると、その他の相談が56件とありました。

それにはどのような相談があるのか、主なものについてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

その他の相談件数56件の内訳ですが、児童虐待とかいろいろな相談、ほかにも受けている以外のというふうにはなるのですけれども、主に夫婦間や身内、親族間での子供の育成方針ですとか、あとは教育の方針とか、そういうものの相違というか、話や意見が合わないとか、そういう御相談が多いところであります。

○松田委員

それで、いろいろと各種相談を受けていると思うのですけれども、相談員は何人配置されているのか、相談体制についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

子どもこども福祉課には、相談支援係という係がございます。そちらには正職員2名、そのうち1名は社会福祉士の資格を持っております。あと家庭児童相談員、こちらは教員の経験者でございますけれども1名、あとは要保護児童対策地域協議会事務員として保育士資格のある者を1名配置しております。そのほかに母子自立支援員1名、利用者支援専門員1名の、係としては6名の体制でございます。

○松田委員

いろいろと御苦勞があると思うのですけれども、ともあれ子供というのは本当に未来の宝です。子供の安全・安心を守るのは私たち大人の役割であります。体の傷は治ったとしても、一旦受けた心の傷というのはなかなか癒やされるものではありませんので、それだけ担当者の御苦勞もいかにばかりかと察するに余りありますが、どうかしっかり、私は毎年この虐待について質問させていただいていますけれども、やはりいろいろな人の目が大事だなということで質問させていただきましたので、今後についてもよろしく願いたいと思います。

◎生活困窮者住居確保給付金支給事業について

次の質問に移らせていただきます。

小樽市生活サポートセンターたるさぼでは、相談者の状況に合わせてさまざまな制度を紹介していますが、その中に生活困窮者住居確保給付金支給事業がありまして、平成30年度は11件の相談のうち5人が支給決定になったというふうにあります。この事業は貸し付けではなく給付なので支給要件は厳格だと思いますが、この事業の支給要件についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉)生活サポートセンター所長

住居確保給付金の支給要件は八つほどありまして、少し長くなりますけれども、順次御説明させていただきます。まずは離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある者であること。二つ目が、申請日において65歳未満であって、かつ離職等の日から2年以内であること。三つ目が、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。四つ目が、収入要件になりますけれども、市民税均等割非課税額限度額をもとにした基準額というのがございまして、これは世帯の人数によって異なってまいります。五つ目、資産要件というのがあります。金融資産の合計額が先ほどの収入要件の基準額の6倍以内、ただし100万円を超えないという条件がついております。六つ目が、公共職業安定所、ハローワークの求人申し込みをしまして、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うことということになっておりまして、具体的に言いますと原則毎週1回、必ず求人先への応募もしくは面接を受けること。週1回は必ず応募か面接をしてくださいという条件になります。七つ目が、国や自治体のほかの類似した給付等を受けていないこと。最後の八つ目が、暴力団員ではないことという条件となっております。

○松田委員

今、年齢制限もあるということだったのですけれども、支給された方の年齢と支給額についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉)生活サポートセンター所長

年齢でいきますと、40代が3名、それと50代が1名、人数的には4名になっています。このうち1名が、原則3カ月の支給期間満了後に職を解雇されまして、再度の申請ということで、5件という数字になっております。

支給額なのですけれども、限度額が決まっております、生活保護基準をもとにして限度額を設定しております。1人世帯であれば3万円が限度、2人世帯であれば3万6,000円、3人以上であれば3万9,000円という限度額を設定しております、先ほどの基準額との比較で不足する額を支給するということになっております。

○松田委員

申請から給付確定までどのくらいの日数がかかるのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

支給までの期間でございまして、基本的には書類がそろい次第速やかというふうには考えております。ただ、書類がそろうまで、先ほど御説明しましたとおり求職活動が必要になってきますので、ハローワークで出しかただけの就職活動の内容証明ですとか、あとは家賃、借りていますので契約書ですとか必要な書類がございまして、それがそろって速やかということではございますけれども、大体1カ月以内の支給ということでは考えております。

○松田委員

先ほど3カ月満了で、それでもまだ見当たらず、もう一回申請ということがあったのですが、支給期間にも先ほど言ったように限度があるようではございますけれども、支給決定後、その残りの4名の方については、新しい住居等は確保できたのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○(福祉)生活サポートセンター所長

平成30年度に支給決定しました4名の方々については、特に新しい住居ということではなくて、今まで住んでこられた住居の家賃を払う状況が厳しいということでの申請でありまして、いずれの方々についても、引き続きそのままお住まいになっているという状況にあると確認しております。

○松田委員

この制度については余り知られていない制度だと思っております、とにかく住居が確保できなくなるかもしれないというのは御本人たちにとっても切実な問題だと思っておりますので、周知方、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎特定空家等住宅除却費助成制度について

空き家の住宅除却補助制度についてお聞きします。

これは平成30年度の新規事業として行われたわけですが、事務執行状況説明書、また、決算状況を見ますと、ほぼ100%の執行率となりました。そこで伺いますけれども、この事前申請の申し込みから助成対象になるか否かまでの審査が終わるまでにどのくらいの時間を要するのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

事前調査の申し込みから、審査が終わり結果を通知するまでの期間は、昨年の実績でおよそ二、三週間でした。

○松田委員

事務執行状況説明書を見ますと、平成30年度は審査の申し込み16件に対し、助成対象が6件とあります。これは、申請したものの先着順であることから対象外になったのか、審査の結果対象外になったのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

助成対象となる空き家の条件といたしまして、近隣に悪影響を与えている、それと、もはや住宅として復活ができないほど傷んでいるという、二つの物理的条件をクリアしなければならないというもので、この6件については、その二つの条件がクリアできていないため助成対象外というふうになったものです。

○松田委員

広報おたる5月号にこの空き家に対する特集記事が掲載されておまして、その中で除却対象の対象区域から外れている区域があったのですけれども、この理由はどういった理由からでしょうか。

○（建設）山岸主幹

対象外の区域なのですが、港町、築港、銭函4丁目、5丁目ではありますが、この区域につきましては住宅を建てられない区域であることから、住宅の空き家を対象としている本助成の対象外の区域としたものです。

○松田委員

これに関連してお伺いいたしますが、特定空家に認定されると、法に基づき、段階を経て助言、指導、勧告、命令の行政措置がとられるようですが、現在このような行政措置がとられた空き家があるかどうか、そして次の段階に至るまでの経過についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

現在、法的措置を行っているのは助言、指導の段階であります。我々としては、この段階の中で粘り強く指導して改善を促したいというふうに考えております。それと、どのくらいの時間がたったら次の措置の段階に向かっていくかということですが、その特定空家の状態はそれぞれ個別に違います。今はまだそれほどではないものにつきましても、自然災害等が来た場合に、急に危険度、緊急度が増す場合もありますので、時間的にくるということは少し難しいものですから、空き家ごとの状態を見きわめてその措置を考えていきたいというふうに考えております。

○松田委員

今言いましたとおり、この空き家についてはふえるばかりで減ることがない。せいぜいこの住宅除却補助制度を利用して年間10件程度ということで、ただ、私の知人の方もやはり親の家が空き家になっていて、この除却費用が出せなくて悩んでいたところこの制度が始まったということで申請して、自己負担もありましたけれども良かったと大変喜んでおりました。願わくば、この制度がもう少し拡大できることを願って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

◎不法投棄等対策経費について

それでは、生活環境部に伺います。

平成30年度各会計決算説明書の180ページですが、ごみ処理費の中に不法投棄等対策経費というのがあります。直近5年間のこの金額の推移をお示してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

5年間の不法投棄等対策経費の総額で回答させていただきます。

平成26年度357万2,064円、27年度392万7,324円、28年度579万461円、29年度446万7,098円、30年度558万9,369円です。

○高橋（克幸）委員

今お聞きしましたら、増加傾向にあるということですか。

それで伺いたいのが、平成30年度のごみ処理費のごみの内訳です。どういうものが不法投棄されていたのか、それを説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

物品名で申しますと、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タイヤ、あとは一般の雑ごみと言われるようなものが不法投棄として回収されております。

○高橋（克幸）委員

毎年この処理金額が違うわけですが、これはどういう理由でしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

不法投棄等対策経費の中に、不法投棄を監視して回っているパトロールの要員という形の嘱託員を雇用といたしますか、報酬も入ってございます。その雇用人数に多少増減がございまして、それで人数、金額が変わってきているような要因に至っております。

○高橋（克幸）委員

それでは、平成30年度の内訳で結構ですが、実際のごみ処理費とそれ以外の金額はわかりますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみの処理費が39万6,258円、残りの519万3,111円が人件費、車両、その他もろもろの経費という形になります。

○高橋（克幸）委員

それで、不法投棄に対する監視パトロールをずっとやられてきているわけです。その内容についてお聞きしたいのですが、どういう人員体制なのか、パトロールの頻度はどのようになっているのかお知らせください。

○（生活環境）清掃事業所長

パトロールの頻度につきましては、土日、祝日を除く毎日行っております。

人員につきましては、嘱託員4名を雇用いたしまして、車2台に分乗する形で市内をパトロールして回っているところです。

○高橋（克幸）委員

ということは、2名体制で、毎日2台で回っているということなのですね。

具体的にはどういう場所を主にパトロールしているのかというのはわかりますか。

○（生活環境）清掃事業所長

市内の不法投棄が行われそうな場所、例えば銭函の工業地帯ですとか、あるいは祝津墓地からホテルノイシュロス小樽に抜ける道ですとか、そういう不法投棄がされやすいところを重点的に回っております。

○高橋（克幸）委員

ということは、日中はパトロールしているわけですから、不法投棄されているのは夜中とか休みとか、そういう状況になりますか。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄の現場に立ち会うことはなかなかありませんので、夜中、あるいはそういう人けのない時間に行われているものと考えられます。

○高橋（克幸）委員

先ほどの数字でもわかるのですが、一向に不法投棄が減らないということになるわけですが、この主な要因は何なのでしょう。

○（生活環境）清掃事業所長

最終的には不法投棄する方のモラルということになるかと思うのですが、例えば銭函地域に関しては、札幌市ですとか石狩市に近いということがあるので、もしかしたらそちらから不法投棄に来ているのかもしれないとは少し思っているところです。

○高橋（克幸）委員

具体的に誰が廃棄しているのかというのはわかりませんが、やはり多くは市外の人なのではないのかというふうに私は想像しているわけです。

看板の設置をしたり、パトロールをされているわけですが、実際この効果はどの程度あるのかというのが、少し厳しい質問かもしれませんが、どのように受けとめておられるのか確認したいと思います。

○（生活環境）清掃事業所長

効果につきましては具体的な数字でお答えすることが難しいのですが、やはり不法投棄を行おうとしている者に対して看板を設置することによりまして、一定の心理的な警告が与えられているのではないかと考えているところです。

○高橋（克幸）委員

そうすると、先ほど多く捨てられている銭函とかの、以前もすごい問題になりましたけれども、そういうところの看板設置による効果というのはあったのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

看板を設置することによって、一定の警告効果はあったものと考えております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ、ほかの関係機関との協力関係です。民間ともどういうふうに行われているのかわかりませんが、その辺の協力関係というのはどのようになっておりますか。

○（生活環境）清掃事業所長

民間ですと、いわゆる海岸のボランティア清掃などで御協力いただいている例もございます。それと、不法投棄されているものの中に個人がわかりそうな情報があるものについては、警察と連絡して連携をとっているところがあります。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても、不法投棄については犯罪ですので、できるだけ捨てられないような対策も必要かというふうに思うのです。例えば、これが民有地の場合には誰が責任をとらなければならないのかというのは、どのようになっていますか。

○（生活環境）清掃事業所長

民有地につきましては、その土地を所有されている方に処分していただくことになっております。

○高橋（克幸）委員

過去にそういう事例、大きなものも含めてあったのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

現在も時折電話にて御相談いただくことはあるのですけれども、民有地に関してはこちらでは対処できないというふうにお答えさせていただいております。

○高橋（克幸）委員

恐らく大きな物はないのでしょうか、そういうことでは。

いずれにしても、いろいろな協力体制の中で、また、市民からの通報も含めてぜひ対応していただきたいというふうに思います。

◎収集運搬経費について

同じく30ページに収集運搬経費というのがあります。まず、この収集運搬経費というのはどういうものなのか説明してください。

○（生活環境）管理課長

この収集運搬経費につきましては、いわゆる路線ごみと言われます家庭から排出される可燃ごみ、また、燃やさないごみの収集運搬の委託経費でございます。

○高橋（克幸）委員

毎年発行されている清掃事業概要の数値で結構なのですが、一般廃棄物、生活系、いわゆる家庭ごみの10年前との比較を示していただきたいのですが、この数字では平成20年度と29年度の家庭ごみの合計の対比をお願いします。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今の問い合わせの数字でございますが、平成20年度2万1,237トン、29年度が1万7,694トンとなります。増減の量としましては、3,543トンの減少という形になっておりまして、増減率はマイナス16.7%になっております。

○高橋（克幸）委員

2割弱減ってきているということですね、わかりました。

それで、先ほどの収集運搬経費ですけれども、直近5年間の推移、金額をお示してください。

○（生活環境）管理課長

過去5年間の推移でございます。平成26年度2億1,471万1,668円、27年度2億1,764万2,830円、28年度2億1,910万823円、29年度2億2,066万8,225円、30年度2億1,648万8,700円となっております。

○高橋（克幸）委員

少しずつ上がっているということですね。

それで、この増加傾向の要因は何なのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

基本的には、この収集委託単価というのは、1日当たりのパッカー車1台の委託単価をもとに委託料を支払っておりますが、この委託単価につきましては人件費などを考慮して単価を設定しておりますので、近年の人件費の上昇により、委託単価が上昇しているものでございます。

○高橋（克幸）委員

ごみは確実に減っているけれども、人件費等の経費が上回っているということではよろしいのでしょうか。

○（生活環境）管理課長

ごみの量は減少傾向にございますが、やはり収集する地区、また、収集するステーション数などは逆にふえている状況ですので、経費としては増加しているというところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、契約方法を伺いたいのですが、今単価というお話がありましたけれども、どういう契約方法なのか、そして1日幾らなのか、それをお知らせください。

○（生活環境）管理課長

ごみの収集運搬委託というのは、廃棄物処理法によって市町村に責任を負わされております。これにつきましては、経済性よりも業務の遂行性、確実性を重視するというふうに法でうたわれておりますので、基本的には競争入札にはなじまないものと解されております。ですので、契約方法としては随意契約で契約しておりまして、平成30年度であれば、平日のごみの収集5万3,600円を1台当たりの単価として委託料を支払っているところでございます。

○高橋（克幸）委員

随意契約ということですね。

それで、今単価の話がありましたけれども、10年前の金額でいくと5万1,600円、これ掛ける台数だと思うのですが、10年前と比較すると2,000円アップしているということです。支払い方法というのはどのようになっておりますか。

○（生活環境）管理課長

支払い方法につきましては、委託業者に対して1日、月曜日は何台、火曜日は何台というふうに指示をして契約しております。月締めで、トータルの台数にこの委託単価を掛けたものに準じて支払いをしております。

○高橋（克幸）委員

それで、伺いたいのはこの単価の根拠なのです。平成30年度で、今お話がありました5万3,600円、なおかつ資源物の単価についても、それぞれ缶は幾ら、プラスチックは幾らとばらばらなのです、4万円台で。このそれぞれの根拠というのはどのようになっていますか。

○（生活環境）管理課長

まず、ごみの委託単価についてですが、勤労統計調査などをベースに毎年の最低賃金のベースアップなどを考慮して設定しております。その他車両経費として燃料費、車両の減価償却費、または被服費などを全て積み上げた上でごみの収集委託単価を算出しております。

資源物につきましては、ごみの有料化の平成17年度から単価を設定しておりますが、この際に、例えばプラスチックであればパッカー車を使って、車両経費は高いですが、プラスチック自体は軽いということで収集する重量、また、缶であれば平ボディを使いますので、車両の種類などを勘案して委託業者の意見も聞きながら、17年度にそれぞれの単価を設定しております。

その後は、ごみの単価の改定率と同じ改定率で資源物の収集単価も改定しているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

ということは、単価の積算は全部市で行っているということでしょうか。

○（生活環境）管理課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

随意契約の契約内容については所管外ですから詳しくは聞きませんが、例えば委託業者から、このぐらいかかるのだという見積もりを徴収することはありますか。

○（生活環境）管理課長

当然、新年度の単価を設定する中で、生活環境部としての単価の考え方、または業者は業者で経営サイドの単価の考え方がありますので、当然協議の中で決めていくということがございまして、最終的にはそこで見積もりを徴

して、折り合った中での契約となります。

○高橋（克幸）委員

ということは、毎回、毎年契約の前には見積もりをとっているということによろしいですか。

○（生活環境）管理課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

◎し尿について

次に、し尿について伺いたいと思います。

これも清掃事業概要の資料から確認しているわけですが、し尿の収集実績、それから浄化槽の汚泥処理実績です。それぞれ10年、先ほどと同じ平成20年度、29年度の対比でどのようになっているのかお示してください。

○（生活環境）管理課長

まず、し尿の収集実績ですが平成20年度6,100キロリットル、29年度3,812キロリットルとなっております。

浄化槽汚泥につきましては、20年度2,533キロリットル、29年度1,850キロリットルとなっております。

○高橋（克幸）委員

今説明がありましたように、かなり減っていますね。私の計算したところでは、し尿は62%、約4割減っているという計算になるかと思います。

浄化槽の汚泥処理についても73%ですから、3割ぐらい減っているのですが、この10年間の推移で、どういう状況でこういうふうになっているのか、要因はわかりますか。

○（生活環境）管理課長

我々、実務を担当する者の感覚といいますか、状況といたしましては、やはり主な要因というのはし尿なり、浄化槽を使っている収集世帯が間違いなく減っております。このし尿の世帯というのは、やはり郊外にお住まいの高齢者の方が非常に多くおられまして、その方が家を引き払ったり、お亡くなりになったりと、この辺の減少が続いているのではないかと感じております。

○高橋（克幸）委員

減っていてもなくなることはないということですね。

それで、これも先ほどの清掃事業概要の委託料のところに単価等が出ているわけですが、し尿の処理運搬については、平成14年度から固定制に移行されております。その前は従量というか、堆積について幾らという、そういう換算でしたけれども、なぜ固定制に移動したかわかりますか。

○（生活環境）管理課長

昔といいますか、従来はし尿の収集量が非常に多くありました。ですので、基本的には収集した量に応じて委託料を支払っても、受託業者としてはやっていけたところなのですが、減少傾向が続く中で、収集した量だけでは、やはりなかなか経営的に厳しいという話になってきました。

そこで一定程度、事務費なり車両の一部の経費を固定費として見ていくと、このような流れになっていったのですが、さらに収集量が減っていく中で、このままこの委託料では維持が難しいという話になった中で、やはりし尿というのは大体年3回ピークがきます。雪解けの時期、夏のお盆の時期、雪の降る前にピークが来るのですが、その際に対応できる最低限の車の体制は維持しなければならないという方針のもとで、市がこの台数でやってくださいという話し合いをして、完全固定制に移行したものでございます。

○高橋（克幸）委員

そうすると、この固定制というのは毎年変動することになりますか。

○（生活環境）管理課長

車両の考え方は、毎年その収集量なりの実情に合わせて、また、例えば最近であれば公共工事の事業系の仮設トイレとかの収集もまたふえている状況もありますので、その辺の実情に合わせながら、受託業者と協議して台数については検討しているものでございます。

○高橋（克幸）委員

もう 1 点、汚泥運搬というのがあります。実は、これは平成12年度から21年度まで直営でというふうになっているのです。これもよくわからないのです。それ以降については、車両借り上げによる時間制に移行していると。この辺の経過を少し説明してください。

○（生活環境）管理課長

この汚泥につきましては、家庭の浄化槽から出る汚泥ではなくて、礼文塚し尿処理場から発生するし尿処理に係る汚泥の部分でございます。これについては当時、処理した汚泥については直営のパキューム車を持っておりましたので、その汚泥を中央下水終末処理場に運んでいたのですが、人員削減の中で礼文塚の直営の職員が減ったということで、直営では対応し切れなくなりましたので、委託に切りかえたというところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、懸念が 1 点あるのですが、委託車両の内訳表があるわけですが、これは 1 社に委託しているわけです。この車両の年数が非常に、全部20年以上、5 台ともというふうになっているわけですが、今後のことを考えると非常に心配かというふうに思っているのですけれども、生活環境部としてはどのように考えていますか。

○（生活環境）管理課長

先ほど答弁申し上げましたが、このし尿収集については市が責任を負っているところでございます。当然委託者として、きちんと穴をあけないでし尿を収集するというのは市の責任になっておりますので、こういう老朽化した車両についても計画的に更新するように受託業者とは話をしていきたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎合同墓について

それでは本日は、厚生常任委員会所管の部分でお聞きをしていきたいと思えます。

まず 1 点目に、合同墓についてお聞きをしていきます。

親類や縁者がいない方など、さまざまな事情でお墓の承継や焼骨の管理が困難な方がふえてきているものと認識しており、需要もふえてきているようにも感じるところです。

初めに、合同墓のできた経緯と、最初の利用の見通しについて御説明をいただきたいと思えます。

○（生活環境）戸籍住民課長

設立経緯につきましては、平成22年 7 月に市長への手紙で合同墓設置を望む声が寄せられ、設置に向けた検討を開始しました。委員がおっしゃるとおり少子高齢化や核家族化などにより、墓の継承や維持管理が困難である方や、身寄りのない方、経済的理由により墓の建立、寺院等への納骨ができない方などが、自宅でお骨を保管しなければならない状況を解消するとともに、安心して暮らせるようにすることを目的に設置し、平成24年10月23日に供用を

開始しました。3,000体収容可能な合同墓であり、当初は年間60体埋蔵で50年間共用できると見込んでおりました。

○高橋（龍）委員

当初は50年間もつという見通しであったということです。今お答えいただいたことも踏まえながら、平成30年度に埋葬された方の件数など、状況をお示しいただきたいと思います。加えて、近年の利用についての特徴というのがあればお示しいただきたいと思います。どのような方の御利用が多くなっているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成30年度に埋蔵された方の件数なのですからけれども、30年度の申請者は遺族の方が149件申請されております。埋葬された遺骨が357体というふうになっております。利用者の傾向としましては、墓や納骨堂を購入せずに合同墓に自宅から直に埋葬される方だとか、いわゆる墓じまいということで、お墓をしまつてそこに納骨され、埋葬されていた遺骨を合同墓に移す方が多いというふうに思われます。

○高橋（龍）委員

149件357体、昨年と平成30年度ということですね。この数字を見る限り、需要としてふえる傾向にあるのかと思うのですが、その捉え方でよろしいのかというのを確認させていただきます。そして、その傾向に対して、市の考える理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

需要の傾向ということなのですからけれども、需要はふえている傾向にあります。委員がおっしゃるとおりでございます。市としての理由の見解なのですからけれども、先ほど申し上げました経済的理由だとか、委員のおっしゃられた引き継ぐ方がいないだとかのほか、お墓や納骨堂に対する考え方の変化や将来の承継の不安などで合同墓を利用する方が増加しているのではないかと考えております。

○高橋（龍）委員

それで、当初の見通しとして50年もつということでお話をいただきましたけれども、平成30年度の終了時点での受け入れの容量と表現していいかわからないのですが、どのくらいになるのかということをお示しいただきたいのと、また、そのままの傾向が続いたとして、残り何年くらいもつものなのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

平成30年度末時点で2,066体収容されております。先ほど申し上げたとおり合同墓は3,000体収容可能な容量でございます。年間大体300体から350体ぐらいの申し込みがありますので、あと934体受け入れ可能な容量で、今後、30年度終了時点から2年半程度もつものと考えております。

○高橋（龍）委員

残り2年半ぐらいということで、そろそろ次のことを考えていかなければならないのかとは思いますが、いっぱいになってしまった場合の対応というのは、この平成30年度までに庁内で議論をされてきたのでしょうか。もしどうなるのかというお話があったとしたら、その点について議論経過もお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

いっぱいになってしまった場合の関係なのですからけれども、生活環境部の内部の議論として、近年は、先ほど申し上げたとおり埋蔵件数が年間300体から350体ぐらいで推移しており、今後もこのような状況が続くと。そうすると、令和3年度中には受け入れ容量に達すると見込まれております。このため、現在合同墓の拡張を検討しております。2年度中の拡張を目指し、希望者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、令和3年度中にいっぱいになってしまうので、その前に、来年度の2年度中に拡張するという事です。冒頭も申し上げましたし、御答弁の中でもありましたけれども、やはり今後さらに需要というのがふえてくる

可能性が高いものと思いますので、適切な時期に御対応を行っていただきたいというふうに申し上げて、次の項に移らせていただきます。

◎産後ケア事業費について

次に、産後ケア事業費について幾つか確認をさせていただきたいのですが、この産後ケア事業について、事業の目的と事業開始時に考えられていた内容についてまず御説明をいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

まず、事業の目的でございます。出産後に心身の不調または育児不安があるなど、育児支援を必要とする産婦を対象に心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うことにより育児力を高め、不適切な養育や児童虐待を防止することを目的としてございます。

事業開始時に考えられていた内容でございますが、年間64件の利用を見込みまして、小樽協会病院に委託し事業を開始しております。

○高橋（龍）委員

この事業に関して、平成30年度は予算現額60万円に対して決算額が9,304円でありました。この9,304円の中で30年度に行ったことというのはどういったことだったのでしょうか。内訳を示していただけませんか。

○（保健所）健康増進課長

事業の内容、内訳でございますが、本事業は小樽協会病院に委託し実施しているもので、実施内容としましては、この実施は1件実績がございました。その内訳でございますが、1件の委託料が9,000円と、あと役務費として通信運搬費304円ということでございます。

○高橋（龍）委員

今ほど申し上げましたが予算現額60万円に対して決算が9,304円と、なぜこれほどまでに開きがあったというふうに考えているのでしょうか。本来行おうとしたことと、お伺いした平成30年度に行ったこと、1件の御相談ということで、委託料でお支払いをしたということですが、どういったところに大きく差が出てしまったのでしょうか。その理由というのもお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

大きく差が出てしまったことに関しましては、64件の利用の見込みのところを利用実績が1件だったということでございます。その理由といたしましては、本事業については母子健康手帳の交付時に周知をしたりとか、こんにちは赤ちゃん訪問の際に個別に周知なども行ってはいたのですが、なかなか利用がそこからつながらなかったということと、その背景には、こんにちは赤ちゃん訪問で母親方の不安が解消したりとか、委託先で既に実施している母乳外来というものがございまして、その中で相談をして不安解消につながって利用につながらなかったということと、平成30年度から始まって、事業の周知も十分できていたかといいますと、少し足りなかった部分もあるのかというところで、そういうのが理由で少し乖離してしまったのかというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

今いろいろと御説明をいただきましたが、その理由というのを受けて、この事業についての振り返り、この先の話はなかなかお聞きできないので、振り返りとしてはどのようにされていますか。

○（保健所）健康増進課長

平成30年度の振り返りとして、利用件数自体は少なかったのですが、この事業自体が産後うつだとか、今問題になっております虐待の防止の観点からも非常に重要な事業だというふう感じております。

そういう観点からも、こういった事業があることが小樽の母親方にとって安心につながるというふう感じておりますので、事業は継続してといたしますか、続けて、このようなサービスを必要な人に確実に届けるような支援体制、あとは周知の方法についてもこれからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

私といたしましても、おっしゃる様に必要な方に届けば、非常に有益なと思いますか、子供に対しても保護者の方々に対しても、育児不安の解消であるとか虐待の防止、そういった観点からも重要なものになると思います。平成30年度の結果として、利用が少なかったという部分はあるにせよ、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

◎ごみ処理費について

次の項目に移らせていただきます。3点目にごみ処理費についてです。

まず、ごみ処理費の中にある海岸漂着物回収処理事業費についてお聞きをしますのですけれども、平成30年度決算は699万8,400円計上されています。その名のとおり、海岸に漂着したごみを処理する費用として計上されたというのはわかるのですが、この中でどこの海岸で事業が行われているのかというのをまずお示しいただけますでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物回収業務の対象地域といたしましては、蘭島海岸から銭函5丁目、銭函海岸までのうち、港湾区域を除く全ての海岸を対象区域としております。細く申し上げますと、蘭島海岸、忍路海岸、桃内海岸、塩谷海岸、オタモイ海岸、祝津海岸、豊井海岸、高島海岸、東小樽海岸、朝里海岸、張碓海岸、銭函海岸でございます。

○高橋（龍）委員

港湾以外の全ての海岸で事業が行われているということです。

では、漂着物の回収というのはどの時期に行われるものですか。また、年間何回ぐらい行われているものなのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

平成30年度の海岸漂着物回収処理業務につきましては、6月下旬から8月下旬までの2カ月間に行いました。この期間内で、先ほど申し上げました各海岸におきまして、台風などによる漂着の状況を見ながら、おおむね2回から3回収しております。

○高橋（龍）委員

それでは、昨年度の平成30年度に回収した漂着物の総量というのはどのくらいなのでしょう。また、その漂着物はこういったものが多いのか、内訳をお示ししたいと思います。

加えて、ここ数年の回収量は増加傾向にあるのか、または減少傾向であるのか、海岸ごとでも傾向に大きな差異というのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）清掃事業所長

回収量につきましてはここ数年おおむね50トン前後で推移しておりますが、天候などにより漂着量がふえることがあります。平成30年度は台風の影響によりまして流木の漂着量が増加したため、回収実績は135トンとなりました。

詳細なデータはございませんが、主なものといたしましては、流木やプラスチックごみなどが漂着しております。ほかのごみと混在しますのではっきりした数値をお示しはできないのですが、近年はプラごみが増加傾向にある旨報告を受けております。数量が判明しておりますものにつきましては、廃タイヤが100本、テレビ1台、冷蔵庫4台、洗濯機1台を回収しております。また、海岸ごとの傾向について大きな差はないものです。

○高橋（龍）委員

毎年50トン前後で、昨年度に関しては135トンと少しはね上がった感じですね。また、冷蔵庫とかも流れてくるのだなというのを初めて知りました。

◎不法投棄等対策経費について

少し方向を変えまして、不法投棄等対策経費についてお聞きします。

先ほど公明党の高橋克幸委員からも話がありましたので、若干重複してしまう部分もあるかと思いますが、お聞きをしていきたいのですが、まず、この不法投棄対策を行う場所といたしまして、先ほどパトロールの話も出ていて、銭函の例も挙げていただきましたが、印象として、やはり不法投棄されるのは山の中とか人通りの少ないところが多いのかという印象なのですが、市内全域を見回っているということではよろしいのか改めてお聞きをします。

そして、この事業の動き方というのを聞きたいのですけれども、不法に捨てられているものが見つかった場合の流れをお示しいただけますか。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄対策といたしましては、基本的に民有地を除きます市内全域を対象としております。具体的には4月から11月までの期間に嘱託員4名を採用いたしまして、不法投棄されやすい、先ほど申し上げました銭函ですとか、そういう重点箇所を中心に車両2台によるパトロールを平日に毎日行っております。また、それとは別に市民の方などから通報があった場合については、直ちにその現地へ向かって状況を確認するという体制をとっております。

○高橋（龍）委員

一つ確認をさせていただきたいのですが、民有地を除くということで、小樽市の市有地だけではない部分も行うということですか。例えば国有地であるとか、北海道とかいうところも含めて小樽市が行っているということですか。

○（生活環境）清掃事業所長

全てを行うという体制をとっているわけではないのですけれども、連携しつつ、対応できるものについては対応させていただき体制をとっております。

○高橋（龍）委員

次に、パトロールの部分で少しお聞きしたかったのですが、そのパトロールというのは平日に行われているということですが、これは基本的に同じルートをルーティンとして回るような形というふうに捉えてよろしいですか。

○（生活環境）清掃事業所長

場所としましては、委員がおっしゃったとおり重点箇所を中心に、定期的にパトロールするような流れとなっております。

○高橋（龍）委員

では、次に、少し細かいことを聞かせていただきたいと思うのですけれども、この不法投棄といっても粗大ごみから小型のものまでであると思うのですが、どこまでのものを拾う契約とか、取り決めになっているのでしょうか。ある程度の大きさのものをピックアップするという印象、そういったことでよろしいですか。

○（生活環境）清掃事業所長

大きさについて具体的な数値の取り決めはないのですが、不法投棄されているものにつきましては、うちのトラックで回収できる大きさのものについてはある程度回収してくるような体制をとっております。

○高橋（龍）委員

次にお伺いをしますが、決算額として約559万円、年間に使われている金額としては決して少なくない額なのかというふうには感じるのですけれども、先ほどお話もありましたが廃棄物の処理にかかる金額が約39万円で、決算額として約559万円、その残りというのが人件費、その他の経費ということでお示しをいただきましたが、そのうち嘱託の人件費というのは具体的にお幾らになっていきますでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

平成30年度につきましては428万8,800円になっております。

○高橋（龍）委員

では、約520万円で、約428万円が人件費ということですか。主な部分が人件費になっているのかと思います。不法投棄がある程度減っても、金額的にそれほど事業費が削減できるものでもないのかなということを理解いたしました。ただ、やはり不法投棄自体をなくす取り組みというのは必要だと思っています。

そこでお聞きをするのですが、先ほど来も出ていました看板など以外に、未然に防ぐ策というのはどういったものがありますか。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄を未然に防ぐ具体的な策につきましては、なかなか効果的な対策は見つからないところがありますので、引き続き看板を設置する場所やパトロールの場所などを精査しつつ、引き続き行っていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では最後に一つお聞きしたいのですが、不法投棄をされたものから、ここ数年で警察等との連携をして検挙に至ったケースというのはありますか。そうした場合、投棄された物の処理費用というのは回収できるものなのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

検挙に至ったケースにつきましては、直近では平成28年3月に発見しました不法投棄につきまして検挙に至った事例がございます。検挙に至った場合につきましては、発生する処理費用を検挙された本人が直接処理業者に対して支払うような形をとっております。

○高橋（龍）委員

直近が平成28年ということで、やはりなかなか検挙も難しいのかというふうには思いますが、やはり未然に防ぐための方策をいろいろと工夫していただきたいと思います。

決算の範囲内でお伺いをしてまいりましたので、以降の議論については、今後の委員会等でお聞きをしていきたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

◎除排雪について

除排雪についてお聞きします。

この1年間、議会でも何度か除排雪業務における分析という質問がされておまして、その都度原部からは、乱暴な言い方で、「します」という回答がされているのですが、そこで質問いたしますけれども、累積降雪量、平均気温と除排雪費用の決算額の相関関係はあると思うのですが、市としてはどのあたりまで分析していらっしゃいますか。

○（建設）維持課長

まず、除雪費につきましては、除雪業務の委託料、それからロードヒーティングの電気代や砂の消耗品などの需用費、貸出ダンプなど、使用料、その他の経費に大きく分けることができます。

今御質問のありました気象と除雪費用における相関の分析についてですけれども、除雪業務の委託料におきまして、過去数年間のデータを用いて検証したところ、排雪工や雪堆積場管理工は日々の積雪を累計した累積積雪深と排雪量、それから雪堆積場受け入れ量とは、一定程度の相関があると推測しているところであります。

また、ロードヒーティングの電気代につきましても同様に検証したところ、最高気温が0度未満である真冬日の日数と年間の電気使用量は一定程度の相関があるものということで推測しているところであります。

○中村（誠吾）委員

ありますよね。それで、誰とは言わないけれども、ないと言った人がいるのです。

幅員や勾配の問題、そしてもちろん降雪量が他市と違うなどの点はこれまでも聞いてきたのです。それで、例えば単純に人口規模で割り返したときでもいいですし、または除雪路線延長、基本ですね、そして排雪路線延長でもいいのですけれども、本当に小樽は割高なのだろうかと思議に思うことがあるのです。どうもそのような意識ができ上がっているように思えてならないことがあります。

改めてお聞きします。小樽市の除排雪費用というのは、道内他市に比べて高いと言えるのですか。どのように分析していますか。

○（建設）維持課長

除排雪費用の他都市との比較につきましては、それぞれの地形ですとか気象条件、それからロードヒーティングなどの施設規模などの相違がありますので一概には比較できないのですけれども、例年、札幌市近郊の11市町から資料提供をいただきまして、平成29年度の除雪費の決算データを都市別の人口で割り返しますと、本市は1人当たり1万3,000円程度であったということで、11市町中4番目に高いというような数字であったことから、単位単価としては、やや高目の状況になっているということでは認識しております。

○中村（誠吾）委員

よく調べて分析していただきました。

それで、今の分析していただいた結果はありがたいのですけれども、道内他市の取り組みの中に興味があるような取り組みはありますか。

○（建設）建設事業室主幹

道内他都市の取り組みの中に興味があるものがあるかということでございますけれども、住民の皆さんとの協働の取り組みについて、他都市の事例に注目してございます。特に生活道路の排雪支援については、小樽市では貸出ダンプ制度となりますけれども、他都市の事例を参考に情報を収集しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

我が会派では、思っていたので言っているのですけれども、これは事前の、やはり市民との協働と今言ってくれましたので、住民周知のあり方なども含めてよろしくお願ひしていきたくと思っています。

次に、この除排雪費用と市民の満足度が比例するのは、これは間違いないと思います。しかし、小樽市の財政状況で、除排雪費用を削減していく、効率化していく、これも間違いない事実なのです。それで、満足度を落とさずに除排雪費用を削減していくためには、簡単に言って申しわけないのだけれども、新しいアイデア、新しい取り組みが必要となるのですが、失礼ながら問題意識はどこにありますか。

○（建設）建設事業室主幹

新しいアイデア、新しい取り組みが必要となる、問題意識はあるかということでございますけれども、今後人口が減少し高齢化も進行することを想定すると、市の限られた予算財源を有効に活用するための工夫が必要と考えております。例えばインターネットを活用した技術を導入することにより除排雪費用の削減につながらないか研究してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

きょうはそこまで聞きません、それ以上は。というのは、現在策定中の構想があるということは理解しています。この場合は決算特別委員会なので、令和元年度以降のことになるのでしょうかから、既に取り入れ可能と考えている点があれば、差し支えなければ聞かせてほしいと思って聞いたのですけれども、回答いただきました。それについてはお礼を申し上げます。

次の質問なのですが、市民一人一人ができないこと、または市民が実行するには効率が悪いことを市の仕事としてやっているわけです。市民ができること、市民がしたほうが効率のよいことは市民にやっていただきたいという話し合いもしてきているのです。それで、除雪も同じではないかと考えるのですけれども、例えば大規模な

除排雪は市民になかなかできるわけがないです。それは市がやることです。でも、排雪の準備というか、先ほどの協働にこだわるのですけれども、排雪の準備などは市民ができるのではないかと思うことがあるのです。それで、そうすると市の排雪は効率的に行えるし、市民の満足度も上がると思うのですけれども、どのように考えますか。

○（建設）建設事業室主幹

排雪の準備、市民の皆さんが何か協力できるかということだと思いますけれども、市民の皆さんとの協働の取り組みとして排雪作業を行うタイミングの調整ですとか、交通規制の協力などが考えられると思います。市民の皆さんとの役割分担などについては雪対策基本計画を策定するための懇話会、分科会を通じて御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

これは調べたのですけれども、札幌方式というかパートナーシップということが出ておりまして、言ってみれば、町会と小樽の除雪ステーションが調整をしていくわけですね。何をどう調整しているのか内容まではわからなかったのですけれども、このパートナーシップを持ってやっている。このような事例からも、小樽に取り入れて、先ほど来言っている市民との協働ということをお願いできることがあるかもしれないということで、1年が経過したのであえてお聞きしました。

◎建設部の維持管理経費について

次に、建設部の維持管理経費について質問をさせていただきます。

道路、河川、橋梁など、維持作業、さらに除雪作業があります。建設事業課と雪対策課で担当しておりました。現在でいうと建設部建設事業室となったのです。

それで質問ですけれども、維持作業、除雪作業の総額は決算額で幾らですか。

○（建設）維持課長

維持作業、除雪作業に関わる昨年度の決算額につきましては、万単位でいきますと、夏に維持費の関係を中心に最も多い費用を占めております道路橋りょう維持費は約1億8,303万円、除雪費は約14億6,755万円であったため、合計の決算額は約16億5,058万円となります。

○中村（誠吾）委員

かなりの額になるわけです。言わずもがな、除雪費が多く占めるわけです。

それで現在は、先ほど申し上げましたとおり、ことしから建設事業室になりました。これは維持管理の一体性や時期の切れ目のない維持管理体制をもって、そして職員が夏も冬も責任を持って業務に当たる体制を確保することで、小樽市民にとって快適できれいな道路、河川、橋梁などで、安全・安心な環境を目指した趣旨だと思って受け取っております。当然のことだと思います。

では、今申し上げました、夏も冬も切れ目のない管理体制をいろいろな手段で工夫しなくてはいけないということになるのですけれども、監督者である市役所の体制が十分機能するように、まずこれは第一にしなければなりません。そして、その体制が整うことを前提に請負の方々や、発注方法も検討すべきだと思うのです。

ただ、今回、思うのですと言っても、決算特別委員会ですから、今後の新たな方法をここで説明してくださいとは言いません。ただ、決算で出てきた数字の根拠を確認することで今後の方向性は見えてくると思いますので、数点尋ねるのですけれども、維持作業です。個別に質問しますけれども、平成30年度は、舗装・補修については幾つの地域に分けて発注しましたか。というのは、そのときの経費率は大体何%でしたか。

そして、2番目の質問だけれども、工事と委託という発注方法があります。どちらで発注しているのですか。あわせてお答えください。

○（建設）維持課長

舗装・補修につきましては、市内を五つの地域に分けて発注しております。経費率はおおむね80%でありまして、

この補修業務は委託で発注をしているというところであります。

○中村（誠吾）委員

同様の質問になりますが、これはよく質問されてきているのだけれども、道路脇の側溝や道路のますなど、附属物の補修、そしてこれは地域に分けて発注していますか。これが一つ目。

そして二つ目、発注の際の経費率は大体幾らですか。

そして最後に三つ目なのですけれども、工事と委託がありますが、これはどちらですか。あわせてお答えください。

○（建設）維持課長

道路側溝などの補修につきましては、塩谷 2 丁目にあります建設事業室より遠方となる桜・新光地域、それから銭函地域に関しては、舗装・補修以外の施設維持補修を一括して発注することが効率的でありますので、二つの地域に分けて発注しております。その経費については90%ということであります。これについても委託で発注をしているというところでは。

○中村（誠吾）委員

また同じ質問になります。除雪についてなのですけれども、幾つの地域に分けて発注して、そのときの経費率は幾らですか。そして、これは委託だと思うのだけれども、確認させてください。

○（建設）維持課長

除雪業務につきましては、市内を七つの地域に分けて発注しております。経費率については50%程度でありまして、除雪業務についても委託で発注をしているというところであります。

○中村（誠吾）委員

河川、橋梁とか工事委託を聞いて、いろいろ違う点はわかったのですけれども、あえて聞きます。それぞれ違う方法、要するに工事と委託で発注すると。工事としなくてはいけない決まりや、委託としなくてはいけない理由というのはあるのですか。

○（建設）維持課長

一般に、工事は仕事の完成を目的としておりまして、構造物を設置する際の出来形、できばえや品質の管理が伴うものに対して、委託は行為の実施を目的としまして、業務の過程を重視するものというふうには捉えております。

決まりということですが、決まりなどにつきましては明示されていないというのが実情であります。これまで事業の目的に応じて使い分けをしております。例えば、舗装・補修業務は、発生した舗装の穴や切れ目を適宜直すことにより、また、除雪業務は降雪等で発生した走行困難な道路状態の改善のため、除雪作業などを実施することによって円滑で安全な交通の確保をするという行為の実施を目的としているということから、これらにつきましては委託で発注することが望ましいというふうには考えているところであります。

○中村（誠吾）委員

現在の考え方としてはわかりました。

それで、隣接の札幌市の事例なのですけれども、確認していると思うのですが、除雪業者に翌年に、夏、維持に関して随意契約したりしておりまして、通年の契約をしていると聞いています。少し古い情報になるのですけれども。それで、4月の段階から除雪費を入れた積算は難しいと思いますので、私は札幌市の例はおもしろいと思っていますのです。

そしてまた、業務を夏も冬も含めて大きくすれば経費も落ちるはずですし、そして通年の感覚で道路を監視することができて、これは大事な着眼点なのだけれども、道路に愛着を持ちますよね。この道路は私の道路だと、市民もこの事業者の人がやってくれているのだと思って、そういうことがわかります。

それで、小樽の決算に話を戻すのですが、現在の発注方法もいろいろと、釈然としないと言うと少し失礼なのだ

けれども、使い分けがあります。夏に行う道路の維持作業と除雪作業をあえて分けることに余り私はメリットを感じていません。これは質問ではないです。感じています。

そこで、これは質問なのです。建設部長に聞きたいのですが、今まで質問をしてきましたけれども、決算の額は会計的に、数字には問題はないと思っています、もちろん。でも、どうもこの発注方法、小刻みな発注方法はいかかなものなのですかねと。札幌市の話としてはお話をしましたけれども、私は確認に行きました。国の機関である小樽開発建設部、そして北海道の機関も、契約方法は違っても通年の契約方法なのです、ほとんど。この委員会で、今、私と説明員の皆さんとで質疑応答しましたけれども、建設部長はこれをどのように思われましたか。今後どのように進めたいか、未来のことで悪いのですけれども、所見があったらお聞かせください。

○建設部長

道路維持の通年契約につきましては、委員の御指摘のとおり、国や札幌市で年間を通じての業務形態で発注しているということは私どもも認識しております。そういう意味では、契約方法の一つの選択肢というふうには考えておきまして、経費の面ではそれなりのメリットがあるのかというふうには考えております。

ただ一方では、通年契約ということで事業者にとっては受注機会が減るという、そういったことも少し懸念されることがございますので、こういったことを踏まえた中で、今後除雪ですとか夏の維持の事業者と意見交換などを重ねていきながら、もし契約方法を変更するのであれば、メリット、デメリットなどを総合的に勘案して慎重に検討していく必要があるかというふうには考えております。

そういった意味からしても、これらの整理には少し時間がかかるのかというふうには思っておりますので、その辺については御理解をお願いしたいというふうには思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○松岩委員

◎市民からの相談について

では、私からは2点、厚生常任委員会の分野の質問をさせていただきます。

1点目が、市民からの相談についてということであります。近年は高度な情報化社会が形成される一方で、本当にさまざまな事情によって、社会的に残念ながら孤立をしてしまう方というのが一定数存在していますけれども、市役所には市民や事業者に対して安全や安心を提供する仕組み、いわゆるセーフティネットというような役割があるということは、皆さん共通の認識だと思っております。その一つとして、市民相談窓口というのが、本市でもホームページによると6項目53種類、これは市が全てやっているものではなくて、あくまで市のホームページで紹介しているものも含めまますけれども、きのう数えた段階でありました。

内容によっては本当に専門的な知識を有する方だとか、職員だとかが相談を伺っているということで、平成30年度の事務執行状況説明書を見ますと、例えば生活環境部の男女共同参画課では女性相談の相談室というのを設けて

おりますけれども、こちらの相談者数、それから相談の内容だとかを差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画課の女性相談室で受けました平成30年度の相談状況についてですが、相談者数は延べ137人で、そのうち新規の相談が98人、再来の相談が39人でした。相談方法別では、電話による相談が100人、来所による相談が37人、年齢別では20歳代が5人、30歳代が21人、40歳代が42人、50歳代が25人、60歳代が9人、70歳代以上が5人、あとは匿名の方などで年齢も不明の方が30人でした。

相談内容の内訳としては、DVによる一時保護が1件、その他のDV相談が31件、夫婦関係が19件、男女問題が9件、家庭に関する問題が19件、経済的な問題が2件、職業に関するものが2件、性に関するものが1件、自分の生き方に関するものが9件、その他が39件となっております。

○松岩委員

この女性相談室の相談者のそういった内訳だとか、ここ数年はほぼ同じような推移をしているということでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

近年の傾向としましては、件数に若干のばらつきはありますが、大体130件から150件程度で推移しておりまして、年齢や相談内容を見ましても、傾向としてはDVに関する相談を初め、夫婦に関する、家庭に関する相談というのが特に多いというふうな傾向にあります。

○松岩委員

次に、例えばほかにも相談窓口として、先ほどの松田委員の質問にもかぶるところがあるのですが、福祉部の子育て支援室というところでは、家庭児童相談というのを受けているのですが、こちらも同じように相談者数とか、相談の内容だとかを差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）こども福祉課長

こども福祉課におきましては、平成30年度の家庭児童相談の件数は203件でございました。内訳といたしましては、児童虐待や子供の家出などの養護相談が130件、保健相談が1件、発達などの障害の御相談が3件、不登校や育児、しつけなどの育成の相談が13件、あとそのほかの相談として56件の計203件でございました。

○松岩委員

こちらもここ数年は同じような相談件数とか内容、数の多さだとか、推移はどうなのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

件数といたしましては、児童虐待の件につきましては年々やはりふえてきている傾向にございます。それ以外の育成相談とかにつきましては年にもよりますが、大体横ばいというか、そういう感じで捉えております。

○松岩委員

今、二つの部署の相談窓口の状況を伺いましたが、これは何で伺ったかといいますと、ほかにもこういったいろいろな悩みを抱えて相談される方がいらっしゃると思うのですが、先ほどの質問にも重複するところなのですが、例えばDV被害で女性相談室に来られた方というのは、もしかしたら、例えば夫からのDV以外にも、それが子供に行っている児童虐待だとか、ネグレクトだとかにもつながっている可能性があるのではないかと。その相談ではおっしゃらなくても、そういった部分も抱えている可能性があるのかと思ひまして、大変プライバシーに関わる場所なので少し難しい部分もあるのかと思うのですが、そういったところを役所の中で情報共有をして、万が一のことがないように、セーフティネットとしての役割がしっかり果たしているのかというのを伺いたかったのですが、お答えできますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

例えば、DV相談ということで女性相談室にお見えになったときですけれども、その方の年齢ですとか家族構成、それからそれぞれの職業などをお聞きしまして、その中で例えば小さい子供がいれば、子育て支援室に連絡したり、保健所の母子保健担当に連絡したり、高齢者であれば介護保険課や地域包括支援センターに連絡したり、障害のある方でしたら障害福祉課ですとか、生活保護を受けていたり生活に困っているような方でしたら福祉部相談室や、たるさばに連絡したりですとか、そういったように必要に応じて複数の相談窓口がお互いに連携できるような相談体制ということでやっております。

○（福祉）こども福祉課長

私どもの子供にかかわる業務ですけれども、相談内容は多岐にわたるため、問題解決には庁内の関係部署のみならず、ほかの機関や地域などと連携して取り組んでいく必要があると思っております。支援が必要な児童の早期発見や適切な保護を行うため、庁内関係部署のほか、児童相談所、警察、医療機関、学校、保育所などのほか、地域の民生・児童委員などで構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、事案が生じた都度、構成機関が集まるケース検討会議を行って、情報共有を行った上で適切な対応について協議しているところであります。

○松岩委員

本当に最近では、近隣都市でもそうですけれども、この行政の連携がうまくいっていないがゆえに、本当に目を覆いたくなるような結果になってしまうということも全国的に珍しくなくなってきました、せっかく本人だったり、地域の住民が異変に気づいて相談に行っても、それがしっかりうまく対応できなかったということが本市で絶対に起こらないようにしっかりと今後も対応していただきたいと思えます。

◎青少年課での街頭補導について

次の質問に入りたいと思います。

青少年課での街頭補導について伺います。

平成30年度も愛の声かけ活動として、街頭で補導活動を実施しているということなのですが、この概要と内訳について、こちらも差し支えない範囲でお伺いしたいと思います。

○（生活環境）青少年課長

青少年課の街頭補導の概要と内訳についてでございますけれども、まず通常補導というのがございまして、こちらは青少年センターでの専任指導員2名、こちらを中心にしまして、このほかに少年補導委員に任命しております民生・児童委員や学校のPTA関係者、こうした方々と月曜日から金曜日の10時、13時半、15時半の3区間の時間帯の中で小樽駅前付近及びウイングベイ小樽内の巡回を実施しているものでございます。平成30年度につきましては、この通常補導は619回実施してございます。

一方、お祭りの時期に行います祭典補導、あるいは夏季休業や冬季休業の時期に行う季節休み指導といったものを、特別な行事があるときに行うものを特別補導ということで位置づけて実施しておりますが、こちらは各学校の教員の方、PTA関係者、あるいは警察職員や警察で委嘱している補導員、こうした方々とともに連携して巡回しているものでございます。こちらは、30年度は78回実施しております。

街頭補導等で実施する指導等の内容につきましては、主に怠学といひまして、遅刻などの怠学という位置づけなのですが、この怠学ですとか喫煙、あるいはゲームセンターに行っている場合の不健全娯楽、こういったものが発生していないかというものを確認しまして対象者に声かけを行っていくというもので、この方法につきましては、回数ですとか方法、こういったものは以前から変わらず実施してきているものでございます。最終的に30年度としては、二つ合わせて697回実施しております。

○松岩委員

これを読んでいくと、補導と指導をした少年数が平成30年度は148名いるということなのですが、この補導

と指導という言葉の違いについて御説明いただけますか。

○（生活環境）青少年課長

青少年センターでは、以前まで声かけの事案に関しては全て補導という言葉を使ってございましたけれども、平成30年度から、法令等に違反した場合のみ補導としまして、不健全娯楽や遅刻、こういった法令に違反するというものでないものについて、指導という扱いをしております。この違いにつきましては、補導という言葉自体がなかなか重たいイメージを受けるということで、学校関係の皆さんなどとも協議いたしまして、この補導と指導を使い分けるようにということで青少年センターで取り決めをしたものということになってございまして、補導につきましても指導につきましても、実際の対応そのものとしましては扱いは別ですけれども、その対応方法としては同様なものでございます。

補導と指導の内訳につきましては、30年度は148人のうち補導が4人、指導が144人おりまして、補導の4人についてはいずれも男子高校生の喫煙という形になってございます。

○松岩委員

ということは、数でいうと148人、指導、補導だけれども、触法行為をしていない指導がほとんどであるということがわかりました。

それから、時間帯を変えて697回、愛の声かけ活動、街頭補導活動を実施されているということなのですが、補導・指導の内訳を見ますと小学生が59人で、それから高校生が85人の補導・指導というふうになっているのですが、中学生が2人しかいなくて明らかに少ないのですけれども、これは何か要因というのがあるのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

こちらにつきましては、平成30年度から、小樽市中学校生活指導委員会で定めている「中学生のきまり」というものがございまして、この内容が変更になったものに伴うものでございます。具体的には、ゲームセンターは保護者同伴で入場するということが以前に書かれていたものに対しまして、30年度から改正しまして、保護者の許可を得て入場するという形に変わりました、実際に保護者が中学生のそばにいる必要がなくなったということで大幅な減少をしているというものでございます。

なお、30年度の2名につきましては、これも中学生のきまりに記載がございまして、海水浴場でシュノーケルをしないようにという決まりがあるのに対しまして、実際にそれを使用して泳いでいた生徒が2名いたということの2名でございます。

○松岩委員

その中学生のきまりが平成30年度から変更になったということなのですが、恐らくこれは教育の分野に係る話だと思うのでここでは掘り下げませんが、そういった青少年への声かけだとか補導・指導活動を見ると、中学生が明らかに減っているというのは少し違和感があったので伺いました。これはまた教育委員会としっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

それから、この中学生2名というのは除きまして、小学生と高校生のともに半数が女性というのが少し珍しいかと思つたのですが、こちらも何か要因はございますか。

○（生活環境）青少年課長

小学生及び高校生がともに女子児童・生徒が結構な数いるという要因ですが、こちらの要因そのものははっきり言えるものではございませんけれども、実際の傾向としまして、小学生の場合は不健全娯楽といまして、子供たちだけでゲームセンターに行っているようなことがあるのですが、そこで女子が数人グループでいたという場合も見られたということで、今回半数を占めているという結果になってございます。また、高校生の場合につきましては、これの多くは朝の時間帯にまだ学校に到着していなく、バスを待っているなどという、そういった遅刻に関する、先ほども御説明いたしました但学という扱い、これが非常に数としては多いのですが、こちらに関しては男

子生徒も女子生徒も同じくらいいた結果ということで、要因といますか、結果という形でこうなっているものがございます。

○松岩委員

質問をまとめますけれども、最近は若気の至りで SNS で画像や映像を投稿してしまって、取り返しのつかないことになったりですとか、あとは SNS だとか無料通話アプリを使って、本当に大人たちの全く見えないところで陰湿ないじめが起きていたりだとか、本当に一時の悪ふざけのつもりが一生つきまとして、もう就職ができないというようなことも既に全国的な事例としては発生していますので、本当に極端なことかもしれないのですが、このあたりを未然に防ぐというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば教育委員会との連携だとか、そういったことをこれまで行ってこられたかということについて最後にお伺いしたいと思います。

○（生活環境）青少年課長

ただいま御質問にございました具体的な対応ということにつきましては、実際には平成30年度までは、青少年課としては実施してはいない状況でございました。ただ、小学校・中学校・高校と、それぞれの分野で1カ月に1回程度の頻度で、生活指導の教員と、その中には警察職員の方にも参加いただいて情報共有を行う場がありまして、そこではやはり SNS 等の画像投稿によって拡散してしまって問題になると、そういった話題が出てきてございますので、今後そういったものも課題になっていこうという認識に関しましては、関係者の中でも持っておりますので、効果的な対策は考えていかなければならないというふうに考えてございます。

なお、教育委員会からの情報を、チラシをいただいたのですが、おたるスマート7という、小学校・中学校それぞれに向けてスマートフォンを使うときのマナー、そういったものを書いた「児童の4つの約束」ですとか「保護者の3つの約束」といったものを記載した、ルールづくりの中で決めている、そういうスマートフォンを使うときのルールを定めて、教育委員会で啓発に取り組んでいるという情報は、チラシとしていただいているものがございます。

○須貝委員

それでは、私から大項目で3点質問をさせていただきたいというふうに思います。

○水道事業会計及び下水道事業会計について

まず、水道事業会計、下水道事業会計について質問させていただきたいと思います。

御承知のように毎年人口が2%ずつ減少し、それに伴い給水量も平成30年度のデータを見ますと1.9%減少していると。さらに耐用年数40年の問題もありますし、小樽市では昭和の時代の水道施設の老朽化が深刻化して、設備の更新が急務であるというふうに理解しております。そのような状況下での水道事業会計及び下水道事業会計に関して質問させていただきたいというふうに思っております。

2017年4月のデータですけれども、日本水道協会の資料で、各自治体の水道料金に関しての日経新聞の記事がございました。全国で一番水道料金が高いのが夕張市で6,841円、そして一番安いのが兵庫県の赤穂市で853円、全国平均で3,228円というふうにあります。小樽市は、この2017年のデータで幾らなのでしょう。もしよければ、全国平均や全道平均との比較も含めてお答えいただければと思います。

○（水道）業務課長

ただいま須貝委員がおっしゃった金額は、メーターの口径が13ミリメートルで、1カ月20立方メートル使用した場合の水道料金で、8%の消費税及びメーター使用量を含むものです。本市の料金は用途別になっていますので、家事用を同じ条件で計算すると3,369円になります。順位は押さえておりませんが、全国平均との比較では141円を上回っています。また、本市の料金を北海道の平均4,241円と比較すると872円下回っています。道内での順位は押さえていませんが、本市を含めて9市ある人口10万人以上の市と比較すると、安いほうから4番目になります。

○須貝委員

私の見たデータでは、ワースト10位というのですか、北海道の町村部がかなりひしめいていました。その理由には、北海道の場合は面積が広いために水道管が長くなることに加えて、寒冷地なのでやはり劣化が早いために維持費用が高くなるというようなことも書かれておりましたけれども、小樽市もそのような見解でよろしいですか。

○（水道）管路維持課長

小樽市におきましては、どちらかという地形的に東西に細長い市でありまして、山坂が多いため、人口の割には配水池などの施設が多いことが維持管理費用がかかる部分ではないかというふうに思っております。

○須貝委員

よく小樽市民の方が、小樽市の水道料金は高いと。極端な方が言うと、全国で最も高いほうだみたいな表現をされる方もいたのですけれども、きょう改めてどれくらいなのかというのが一つ、指標といいますか、示されたというふうに思います。

では、この会計において、今回拝見させていただきました経営指標自体は一見順調に見えるなというふうに思っております。経営収支も約5億円前後でずっと保たれていますし、何より企業債の償還も進んで、残高も確実に減少しているように私は拝見しました。

ただし、幾つか分析表とか指標において注意点があるかと思っているのですが、この経営分析表においては施設利用率と最大稼働率の項目が平成28年度から29年度にぐんと大きく変動しているのですけれども、その理由というのは何かありますでしょうか。

○（水道）整備推進課長

施設利用率と最大稼働率の変動理由になりますけれども、平成29年度から、それまでは休止施設を含めた能力で算出していたものを休止施設の能力を除いて算出したことから数字が変動しているものであります。

○須貝委員

何カ所、休止施設というのがあったかおわかりになりますか。

○（水道）整備推進課長

休止施設は、現在6カ所になります。

○須貝委員

私は、この水道事業の最大の課題は、今後早急に更新しなければならない水道管がどれくらいあるのか、そして、その費用がどれくらいかかるのかということにあるというふうに思っています。この命題の解決なくしては水道料金を下げろというようなことは安易に言えないというふうに私は考えております。

ただ、この各企業会計決算審査意見書を拝見すると、おやっと思うのですが、建設改良費が大きく前年に比べて減少しています。これは約3億500万円、率にすると25.3%。中でも配水管整備工事でマイナス約3,500万円、11.9%、導・送水管整備工事費で約1億9,300万円、マイナス65.2%とありますけれども、これで、私の見通しとは違うのかというふうに思ってしまうところがあるのですけれども、この理由というのはどのようになっていますでしょうか。

○（水道）整備推進課長

建設改良費が減少している理由といたしましては、入札不調などによる工事発注を見送ったこと。また、平成29年度に勝納川にかかっております勝納水管橋の更新を行っておりまして、29年度の工事費が通常より額が大きくなっているために、30年度は前年度よりも減少しているような状況になっております。

また、更新工事につきましては、小樽市上下水道ビジョンに基づきまして順次行っておりまして、配水管整備等につきましては順調に進んでいるような状況になっております。

○須貝委員

状況が確認できました。

それで、よく言われることですが、この水道事業、水道法も改正になりましたし、いろいろ国でも議論されたところですけども、解決策の一つとしてコンセッション方式というのが一時期話題に上っておりました。私は、水道は最も大事なインフラと考えておりますので、特に外国企業の参入は絶対反対ではありますけれども、小樽市として平成30年度にこのコンセッション方式を検討した経緯というのはありますでしょうか。

○（水道）主幹

コンセッション方式につきましては、水道法改正により導入可能となってからまだ日も浅く、水道料金値上げや水質の悪化などの問題も懸念されるため、国で現在作成中のガイドラインの内容や他都市の動向などにも注視する必要があると考えておりますけれども、現時点では小樽市にとってのメリットが見込めないことから、導入についての検討は行っておりませんでした。

○須貝委員

先行していた浜松市も含めて、今は見送ってストップしているような状況のようです。ただし、事例の研究といえますか、そこにはしっかりとアンテナを張って、今後どういう方法が一番ベターなのかということは常に持っておいていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

次に、下水道事業会計について質問させていただきます。

営業収支比率は過去をさかのぼって5年間のトレンドが出ておりましたが、全く改善していないように見えるのですけれども、これはいかなる理由かお聞かせいただけますか。

○（水道）総務課長

下水道事業会計における営業収支比率が改善されていないという理由についてでございますが、まずこの指標につきましては、営業費用に対する営業収益の比率であり、業務活動の能率を示すといったようなものになります。営業費用の中には減価償却費や維持管理費などがありますが、ここ数年の状況といたしましては、営業費用は合計で約30億円になります。

一方、下水道使用料などが主となります営業収益につきましては、合計で20億円といった状況でございます。これはなぜかと申し上げますと、下水道事業には汚水の処理のほか、公衆衛生の向上といったような性格もあわせ持っていることから、全てを利用者の方の使用料で賄うといったようなわけではなく、ほかに営業外収益に当たります一般会計からの繰入金、それらも含めて賄うといったようなことから、構造的に比率が低く出るといったような傾向でございます。

○須貝委員

水道事業についてもこの下水道事業についても、これぐらいしかつつくところが、一応見た表面上は非常に安定した状況にあるというふうには見えるのです。少し角度を変えますが、中身を見ますと、水洗化促進事業217戸というふうにありますけれども、この予算額と執行額をお聞かせいただきたいというのと、水洗化に当たっては1戸平均どれくらいの費用がかかるのか。または、これらの費用に対して行政からの補助があるのか。あった場合にはその負担割合があるのか、このところをお聞かせいただけますでしょうか。

○（水道）サービス課長

水洗化促進の事業につきましては、市内での未水洗化戸数なのですけれども、平成30年度実績で事業所などを含めて3,081戸、未水洗化世帯数では1,946世帯となっております。

未水洗化世帯を対象に地域によってばらつきもありますが、毎年300戸の水洗化の促進を戸別に訪問いたしましたし、水洗化のお願いや改造に係る水洗貸付の制度があるのですけれども、その紹介などにチラシ配布を行っているものです。したがって、直接職員が訪問しているため、予算措置はしておりません。30年度実績では117戸に配布しておりますけれども、地域によっては300軒とか400軒という場所もあります。

水洗化にかかる費用につきましては、埋設管の延長や設備によって異なりますが、水道局では単価を持っており

ませんので、工事店に見積もりを依頼することによって確認できましたけれども、一般的には約70万円程度かかる
と聞いております。この費用につきましては行政からの補助はございませんが、水洗貸付制度を実施しております
ので、低金利にて、50万円が上限ですけれども、その貸し付けを行って、それを御利用いただいているという状況
になっております。また、公道部分を市費にて負担していますが、敷地内の工事費は自己負担となっております。

○須貝委員

水洗化に関してはよくわかりました。小樽市はデータを見ますと97%ぐらいの水洗化率ということで、お聞きす
ると全国に比べても少し高い状況であるというふうにはお聞きしていますが、まだ地区によっては、北小樽のほう
ですとか、銭函地区もその簡易水洗との兼ね合いでなかなか進んでいないというお話も聞いていますけれども、ぜ
ひ快適な市民の生活のために、皆様方のまたお力添えをお願いしたいというふうに思います。

繰り返しになるかもしれませんが、私は人口減少が続く限り、この水道事業はますます厳しさを増してい
くというふうに考えています。市民の方々の料金への御不満も理解できます。また、基本水量の見直しもぜひ検討
していただきたいところではありますが、そこは将来の見通しをきちんと市民の方に公開して、理解をしていただ
くことが最も重要であるというふうに考えています。

水道事業は目先にとらわれない、将来を見通した安定した経営が最も肝要であるというふうに考えます。この市
民の生命を守る最も重要なインフラであるこの命の水を守るべく、ぜひ今後ともよろしくお力添えをお願いしたいというふう
に考えています。

◎生活保護費について

次に、生活保護費について質問をさせていただきます。

一般会計におきまして民生費、とりわけ扶助費が大きなウエートを占めていることは、皆さん方御承知のとおり
だと思います。平成30年度のデータを見ますと、民生費で約240億8,900万円、一般会計に対しては44.4%でござい
ます。扶助費が約172億円、生活保護費が81億8,600万円という非常に大きな数字であります。であるからこそ、正
しい、そして公正な運用が必要であるというふうには私は考えます。

生活保護に関しては受給額がフルタイムで働く方々の最低賃金を上回る逆転現象や、または受給者の方々の持つ
多くの免除規約、これらによってなど、この制度を支えている側の方の疑問の声があるのも事実だというふうには私
は認識しています。

本当に必要としている方にきちんと支給されているのか、または不正な受給をしている人はいないのか、これら
の点を見きわめていかなければならないというふうには考えます。

最初に、生活保護費の中に生活保護総務費約6,400万円というのがありますけれども、この1番の報酬、13番の委
託料、そして14番の使用料及び賃借料、これは誰にどのような目的でお支払いされているのかお聞かせください。

○（福祉）生活支援第1課長

まず、報酬につきましては、生活保護の適正な運営を確保するということから診療報酬明細書の点検強化による
医療扶助の適正化ですとか、あるいは収入資産調査の充実・強化などを図るということから、各種の適正化の取り
組みを推進しているところであります。このために専門知識を有する年金調査員ですとか、就業相談員など13名の
嘱託員を配置し、その報酬を支出しているところでございます。

続きまして、委託料につきましては、生活保護の電算システムがございまして、そちらとレセプト管理システ
ムというシステムの改修費用及び診療報酬明細書の点検業務を業者に委託して実施しているところでございます。

続きまして、使用料及び賃借料につきましては、生活保護電算処理システム、それからレセプト管理システムの
賃貸借料として支出しているところでございます。

○須貝委員

13番、14番はシステム関連の支出であるということ、これを合わせて約1,500万円が大きいのか大きくないのか、

少し私は判断できないところです。

よく指摘されている問題ですけれども、この生活保護費の中身を見てみますと、やはりこの半分以上を扶助費が占めています。そして、数字を見る限り、よくこれは言われていることなのですけれども、小樽市も例外ではなくて、計算をしてみますと、むしろ56%が、小樽市の場合医療扶助が占めているというところがございます。

生活保護費トータルでは若干減少というふうにお見受けしましたが、この医療扶助に関して平成30年度は約45億6,000万円ですけれども、このトレンドはどのようになっていますでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

小樽市の医療扶助につきまして、平成28年度から30年度までの決算額の推移についてでございますけれども、28年度は44億9,230万7,580円、29年度は45億3,906万2,707円、30年度につきましては45億6,051万9,883円となっております、微増傾向でございます。

○須貝委員

微増ということです。

それでは、全国ではよく約50%と言われて、私の頭に残っているのですが、この56%という比率は、全国で実際にはどれくらいなのか、もしデータをお持ちであればお示しいただきたいのですけれども。

○（福祉）生活支援第1課長

全国状況につきましては、令和元年5月の厚生労働省の生活保護速報がございまして、その中で医療扶助の割合が全体の生活保護費に占める割合の52%を占めているということで、本市と同様に全国的にも医療扶助の割合が高い傾向となっております。

○須貝委員

全国は52%で、小樽市は56%ということで、少し全国の平均よりも高いと。ただ、医療費というのは各都道府県によってかなりばらつきがありますので、北海道は比較的医療費が高い都道府県ではありますので、一概にこれがどうかということはここでは論じられませんが。

この医療扶助に関しては問題もいろいろ指摘されているところですが、改めて小樽市としてこの医療扶助に関する見解とか取り組みがあればお聞かせください。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護費に占める医療扶助の割合が50%を超えているという部分がございますので、もちろん適正な医療扶助には努めているところがございますけれども、今後とも適正な医療扶助にさらに努めていく必要があるというふうに考えております。

そしてまた、取り組みにつきましては、これまでも後発医薬品の使用原則化に伴う利用の促進ですとか、それから頻回受診者、通院が必要以上に多いという方に対する指導ですとか、それから向精神薬の重複処方の防止などに取り組んでまいりました。さらに、昨年から予防の観点から保健所とも連携しまして、生活習慣病予防のために健康診査の受診率を向上させるということから、ケースワーカーが受診券を対象者に配布するというような取り組みも開始したところがございますので、今後とも国の動向なども踏まえながら適正な医療扶助に努めてまいりたいと思います。

○須貝委員

小樽市としては、回答は多分ここまでが精いっぱいだと思います。これに関しては、やはり国会議員マターのケースが多々あるのかというふうには思いますけれども、もう一つ、近年、国民年金受給者である高齢者の方が生活保護受給へ切りかえるという問題が全国的にも出ているという記憶があるのですが、本市ではどのような状況でしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

まず先に、生活保護と年金の関係について申し上げますと、年金を受給しながら生活保護を受けるということは可能でございます。そうした中で年金収入だけでは生活ができないという方が生活保護を申請して受給され、そして年金では足りない分を生活保護費として賄いながら生活されているというケースも多数ございます。

○須貝委員

そのように、やはり御努力されている方々にはきちんと行き渡るように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

平成30年度の生活保護の申請に関して拝見しますと、却下・取り下げが31件ありましたが、その理由というのは何なのでしょう。

○（福祉）生活支援第1課長

内訳としましては、却下が21件、取り下げ10件となっております。却下の主な理由としましては、生活保護の申請をいただいたときに要否判定という作業を行いまして、その結果、収入が最低生活費を上回り、保護を必要としないというようになるケースがございまして、そういったケースで15世帯ほど却下したという部分がございます。

また、取り下げの主な理由としましては、申請いただいた後に預貯金など活用可能な資産が判明したケースが6件、それから年金などの給付金収入の見込みがあって、今後の生活が可能だということによって取り下げになったケースが2件ほどございました。

○須貝委員

困っている方を無理やり却下したとか、そういうことではないということですね。

また、その廃止も395世帯514人とありますけれども、その理由ももしよければお知らせください。

○（福祉）生活支援第1課長

主な廃止の理由につきましては、死亡廃止が154世帯と最も多く、以下、働いたことによる収入の増加ですとか、収入の増加によって48世帯、それから親類縁者による引き取り扶養ということで20世帯、それからさらに、年金などの社会保障の給付金の増加によって15世帯などが廃止の主な理由となっております。

○須貝委員

この項の最後の質問になりますけれども、就業決定件数というのが出ていました。男性で653分の49、女性で307分の61というふうにあります。率にして計算すると約7.5%と約19.9%になるのですけれども、この件数というのは全国的に見てどのような状況かという分析はされていますでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

先ほどの就業決定件数につきましては、小樽市のこの数字のとり方が、実人数ではなく延べ人数で算出しております。国とか全国の統計ととっている数字と一概に比較ができないものですから、状況については把握できておりませんが、保護世帯の自立に向けてこれだけ就職に結びついているということで、一定の成果があるというふうには考えています。

○須貝委員

冒頭にも申し上げましたが、この生活保護関連の予算というのは、この本市の財政運営上核心的な部分であるというふうに考えます。本当に必要としている方にきちんと受給していただく、そして不公平感なく公正的に運用していただきたいというふうに思います。いろいろ大変だと思いますけれども、どうぞよろしくお願いします。

○中国残留邦人等生活支援給付費負担金について

最後に、中国残留邦人等生活支援給付費負担金についてお聞きしたいと思います。

長いのですが、給付費負担金という項目がありますけれども、これはまずどういう事業なのでしょう。

○（福祉）生活支援第1課長

初めに中国残留邦人等生活支援給付費事業の概要について御説明申し上げます。

この事業は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づきまして、戦後の混乱によります肉親との離別などで日本に引き上げる機会を失い、中国、樺太、ロシアなどの旧ソ連地域に長い間の残留を余儀なくされました日本人を対象に帰国後の生活支援を行うものであります。

支援給付の内容としましては、中国残留邦人の本人、それから配偶者の生活の安定を目的としまして、その世帯の必要に応じまして生活支援ですとか住宅支援、さらには医療、介護などの支援を行うことによりまして、安心して生活をしていただくための制度でございます。仕組みとしましては、法律によりまして、生活保護制度の例によるということとされているところでございます。

○須貝委員

今御説明いただきました、給付金額自体は約774万9,000円ということですが、小樽市にはこの対象となる市民の方が何名いらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

現在、受給世帯は4世帯4名となっております。

○須貝委員

必要な人に適正に行き届くように、今後もきちんと私も見ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎小樽市既存住宅借上制度について

それでは、最初に小樽市既存借上住宅制度について伺います。これは何度も聞いていると思うのですが、制度の概要と目的を改めて説明してください。

○（建設）大門主幹

既存借上住宅制度の概要と目的でございます。

この制度につきましては、子育て世帯がより少ない負担で利便性の高い町なかに住むことを目的に、民間事業者等が有する既存賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸するというものでございます。

○川畑委員

それでは、この制度実施から現時点での応募状況について伺いたいと思います。

私は、平成29年度と30年度の両方をお聞きします。まずは29年度の予算額は480万円計上されています。決算が137万5,200円となっているわけです。また、30年度の予算額が752万円、そして決算額では266万4,000円となっているわけですが、これらのその内容を説明していただけますか。

○（建設）大門主幹

まず、御質問のありました平成29年度、30年度の戸数の関係でございます。応募のありました戸数でございますが、29年度は4戸、30年度は0戸というふうになっております。

予算、決算の関係でございます。29年度は、予算額が480万円、決算額137万5,200円というふうになっております。

この予算額480万円につきましては、10戸新たに借り上げまして、その方たちが6カ月住むという仮定でしております。実際、この決算の137万5,200円につきましては、4戸の6カ月の借り上げ料、プラス不動産の鑑定料というふうな内訳になっております。

次に、30年度の予算額、決算額について、予算額は752万円、決算額は266万4,000円になっておりますが、この予算額752万円につきましては、既に29年度から借りております借上住宅4戸についての家賃、これが268万円。あとは新規で10戸6カ月借り上げる分と不動産鑑定料というのが752万円の内訳になっております。決算の266万4,000円につきましては、29年度から借りております4戸の家賃分、これの12カ月になります。

○川畑委員

それで、現時点では応募状況はどのようになっているかお聞かせいただけますか。

○（建設）大門主幹

現時点、今年度の状況でございますが、今年度につきましては6月まで事業者から応募を募りましたが、6月に締め切った時点でゼロ件という状況でございました。

○川畑委員

ということは、現在は既存借上住宅の制度については4戸しかないということになるのですね、そういう捉えでいいですね。

それで、この制度の経過と到達点に当たって、個別の問題についてお伺いさせていただきたいと思うのです。

最初に、対象住戸数は1棟当たり4戸以上の条件、これが妥当だったのかどうなのか見解を聞かせてください。

○（建設）大門主幹

まず、今お話がありましたとおり、この制度を開始したときは4戸ということでスタートしたところでございます。ただ、この4戸ということで、なかなか応募が、平成29年度は4世帯しかなかったということもございまして、ことしの31年度は3戸というふうに条件を緩和したということでございます。

ただ、今年度は3戸に条件を緩和したところではございますけれども、今年度の応募がなかったという状況もありましたので、この戸数につきましては今後の検討課題というふうには認識しているところでございます。

○川畑委員

当時の4戸以上というのが妥当かどうかというのは、どういうふうに捉えていたのですか。

○（建設）大門主幹

戸数要件を緩和しているというところからも、最初の4戸という戸数要件は、やはりなかなか民間事業者の希望には合っていなかったというふうには感じているところでございます。

○川畑委員

それで、この状況の中では、階段室型というのがあって、それは階段に面する住戸が全て片廊下型という、フロア全てという、その混在条件についていろいろあったと思うのですが、それについて説明してくれますか。

○（建設）大門主幹

片廊下型のフロア全ての借り上げでございますが、これにつきましては、同じフロアの住民同士が顔を合わせるという関係でございますけれども、この住民同士が、片や一般居住者、民間住宅としての居住者で、片や既存借上住宅、市営住宅の居住者ということで、そうなりますと居住者間の負担にその違いというものが出てくるので、そういう居住者間の負担の違いを意識しなくて済むように、要するに顔を合わせなくて済むようにという面で配慮したところでございますので、これにつきましては今後も必要なものかというふうには考えたところでございます。

○川畑委員

そういう意味では、借りる方に配慮をしたという意味もあるのですね。

それで、物件応募エリアについて質問したいと思うのですが、エリアを限定していたようなのですけれども、こ

の辺は妥当であったのかどうか、その辺の見解も聞かせてください。

○（建設）大門主幹

お話がありましたとおり、現行制度では町なかエリアというところに地域を限定しているところでございます。それで、確かにお話のありましたとおり、なかなか応募状況も芳しくなかったということもありますし、あとは昨年までの間、ことしも、実施してからは何度か民間の事業者、団体とも会合、話し合いをさせてもらっている中で、このエリアにつきましては拡大してほしいという話を何度か受けているところでございます。そうした中で、このエリアについては、現行の町なかエリアに限らず、利便性の高い地域についてはエリアに加えるということも検討すべき課題の一つなのかとは考えているところでございます。

○川畑委員

ということは、今の利便性が高いところだとか、病院だとかスーパーが近くにあるということになりますね。そうなるのとどの辺のことを考えているのか、決算とずれるかもしれませんが、わかれば回答してください。

○（建設）大門主幹

具体的な地区を申し上げるのはなかなか難しいところではあるのですが、一つよく話として挙がる部分としましては、例えば新光・朝里地区などは、いろいろな方からここはいいのではないかという話を伺うところではございます。

○川畑委員

決算と少しずれて申しわけなかったのですが、耐火構造だとか準耐火構造、または木造で昭和56年6月以降の工事などの構造、築年数の条件は妥当だったのかどうか、その辺について見解を示してもらえませんか。

○（建設）大門主幹

ただいまお話のありました、構造築年数とかの話でございます。まずこちらは、昭和56年6月以降の物件という、それ以降に工事しているものというふうにしておりますが、これは一つ耐震基準に適合するという部分で、これはまず必要なものというふうを考えているところでございます。あと、築年数の関係でございます。木造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造ということで、我々もこちらは築年数に違いを設けているところでございますが、こちらは公営住宅法に基づきます国庫補助金、これを受けるために耐用年数が定められているため、どうしてもこの部分は年数の縛りがありまして、変更は少し難しいというふうにはなるところでございます。

ただ、私どもも今年度の制度の実施に当たりましては、木造についてなのですが、こちらにつきましてはトータルの耐用年数が30年になっておりますが、こちらの借上げ期間を当初は20年、それで築年数10年以内の物件にしていたところを借上げの年数は15年に短縮したのですけれども、築造年を15年以内というふうに5年緩和をして、木造の住宅を少しでも応募しやすくするというふうに改正したところでございます。

○川畑委員

この制度は子育て世帯を目的としているという中で、部屋の広さというか、部屋数というか、そういう点で聞きたいのですけれども、2LDKまたは2DKということが提案されていたと思うのです。この広さと部屋数については妥当なのかどうか、その辺の見解を聞かせてください。

○（建設）大門主幹

今、子育て世帯としての入居ということでやっておりますが、こちらの条件としまして、子供が小学校の卒業時までという条件になっております。一般的には、子供が小学校卒業時までということになりますと、現在2LDK、2DKという形式が妥当なのかというふうには考えているところでございます。また、現在特に2LDK、2DKというものに関して、特にこれに関しては不満の声は聞いてはいないところでございます。

○川畑委員

確かに、子供が生まれたばかりとかのときはそうでもないのだろうけれども、実際に市営住宅などでも50平方メ

一トール以上から80平方メートルという基準があったと思うのですが、この基準自体が、子供が3人いた場合に、家族が3人になった場合には相当やはり厳しいのではないかと思うのですけれども、その辺については妥当性があったのですか。

○（建設）大門主幹

現在の面積は50平方メートルから80平方メートルというふうに定められております。こちらにつきましても、今お答えしました型式のところと少し答弁がダブってしまうのですけれども、子供が小学校卒業前という、それほど大きくないというのがありますし、あとは広さに対する部分でも、80平方メートルまでという大きさをとっておりますので、そうした中では、広さに関して特に不満の声も聞いていないので、ここの面積についても、特にこれは変更しなくても問題はないものかというふうに考えているところでございます。

○川畑委員

この項目についてはこれで最後の質問になりますけれども、本事業計画のこれまでの経過、そして到達点を聞かせていただきました。それで、本事業を継続すると考えているのかどうなのか、その辺の見解を聞かせてください。

○（建設）大門主幹

現在、この既存借上住宅制度につきましては、一応平成29年度から今年度まで、まず3年間実施しようということで始めた制度でございました。まだ、来年度以降、はっきり、やるかやらないかというのを言ってはいないところではあるのですけれども、ただ、一方で市としまして、子育て世帯向けの住宅の確保というのが一つの課題にはなっているところでございます。新しい総合計画の中にも、まだ案の段階ですけれども、基本計画の中に目標戸数を今度の計画期間内で30戸を市営住宅として確保するという目標を出しているところでございます。そういう事情もありまして、こういう既存借上住宅制度、もちろんあくまでもこれ自体が目的ではなくて、子育て世帯向け住宅を供給するというのが目的なのですけれども、その中の目的に達するための一つ的手段として、既存借上住宅制度、そのほかに市で直接供給する若竹住宅3号棟のような、子育て世帯向け住宅を市営住宅として建設するという方法もありますが、そういうようなさまざまな方法を検討していくことになろうかと思えます。

○川畑委員

この項について質問を終わりますけれども、いろいろな課題をじっくりと検討して、よりいい案でもって進めてもらいたいなというふうに思います。

◎住宅事業特別会計について

住宅事業特別会計についてお伺いしたいと思います。

最初に、平成30年度予算において、住宅事業特別会計の繰入金でもって、一般会計からの繰入金金が1,682万2,000円計上されておりました。しかし、決算時点では計上されていないのですが、その理由について説明してください。

○（建設）大門主幹

一般会計繰入金金の予算1,682万2,000円が決算でなくなっているという部分につきましては、こちらにつきましては、住宅事業特別会計の歳出の予算執行の中におきまして、人件費の減少、あとは工事の入札差金が発生したこと、あとは雪が少なかったために市営住宅に係る除雪費が減額になったこと、執行が減になったことなど、歳出の執行額が減る要因があったということで、歳出で不用額が生じたために一般会計からの繰り入れの必要がなくなったということで、平成30年度は繰入金がなかったという状況でございます。

○川畑委員

それで、平成30年度の住宅使用料の項目があるのですが、予算額で5億3,760万円が計上されて、決算額では約5億2,413万4,000円となっているのですけれども、約1,346万6,000円の開きがあったのですが、これについて説明していただけますか。

○（建設）大門主幹

住宅使用料が予算と決算で約1,346万6,000円の開きがあるという部分でございますが、こちらにつきましては、まず予算を計算するときに、調定の見込み額、つまり家賃の総額の見込み額に収入率の見込み、パーセンテージを掛けて予算を出すという形になります。そうした中で、調定見込みに収入率見込みを掛けて出した予算と、決算のときに実際の調定額と収入率を掛けて出した決算額につきまして、まず調定額が、これは決算のほうが予算に比べまして883万円減額になったということがあります。それとあわせて、収入率、こちらは98.9%で収入率を見込んでいたのですけれども、実際の収入率が98.01%しかなかったという、この二つの要素がありまして、約1,346万6,000円、残念ながら住宅使用料が減収になってしまったというところでございます。

○川畑委員

それで、この内訳の中で、説明のところではわからないところがあるものですから、平成30年度の説明で、公営住宅が2,872戸と記載されているのですが、この戸数が前年度と比べると15戸減少しているのですけれども、その理由について説明してもらえますか。

○（建設）大門主幹

事務執行状況説明書に出ております、公営住宅の戸数の話かと思いますが、平成29年度は2,887戸です。30年が2,872戸になっておりまして、15戸減っているということだと思っておりますけれども、それにつきましては、30年度中に市営住宅の若竹3号棟の建てかえがございました。この建てかえによりまして、それまで若竹3号棟、59戸ということで登録になっていたのですけれども、それが建てかえ後は44戸になったという、つまり15戸減ったところでございまして、この2,872戸になった、15戸減少したというのは、そこが要因になるところでございます。

○川畑委員

それで、私も調べたのですけれども、平成25年度から29年度の繰入金金の予算額と決算額、その増減額を示してほしいと思ったのですが。

○（建設）大門主幹

一般会計の繰入金金でございますが、平成25年度以降の予算額、決算額でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

25年度予算額が3億5,923万6,000円、決算額が約3億2,161万3,000円、26年度予算額1億4,541万2,000円、決算額約9,614万4,000円、27年度予算額1億1,769万1,000円、決算額約8,036万2,000円、28年度予算9,568万2,000円、決算額約6,241万8,000円、29年度予算額6,532万8,000円、決算額約3,457万5,000円。

○川畑委員

私もこれを調べたところなのですけれども、これを見ても、この予算と決算の増減額が毎年のように少なくとも3,000万円、そして多いときは5,000万円近くあるのです。その要因についてどういう原因があるのかお聞かせください。

○（建設）大門主幹

先ほど、一般会計の繰り入れが1,682万2,000円落ちていることについての御説明を申し上げましたが、そこも答弁がかぶってしまうのですけれども、やはり歳出の執行額の中で、主に工事の入札差金が一番大きいかと思うのですが、主には入札差金とか、あとはほかに事業費、執行予定のもの不用額が結構大きく出てしまうものがあったり、そういうものがあったりして、大体こういう増減で3,000万円から5,000万円というお話がありましたけれども、それぐらい差が出てしまっているのかというふうに感じております。

○川畑委員

毎年、こういうふうには予算と決算額が、丸5年間で3,000万円以上の差額が出ているということは、これは予算計上する時点で問題はないのかどうか、その辺についての見解を聞いてこの項目を終わりにします。

○（建設）大門主幹

もちろん、予算と決算になるべく差がないのは理想ではあるのですが、そうした中で、今御説明申し上げたことになるのですけれども、一つどうしても入札差金という部分は、どうしてもある事業をやるときに工事費の予算を組んでいて、実際の入札を行った中で差金が出てしまうと。私どもの部分は住宅関係の工事の金額が結構大きいものですから、どうしても差金の金額も大きくなってしまおうという、そういう傾向もあるものですから、どうしてもある程度の差金が出てしまうのは、増減として出てしまうのはしょうがないのかなというのとは一つあるところではございます。

ただ、そうした中でも、今後事業を進める中におきましては、特に事業費を見積もる際に、より内容を精査しまして、なるべく多額の不用額を出さないようにという努力はこれからも続けていかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

○川畑委員

◎新幹線問題について

それでは、新幹線問題について質問します。一つは、新幹線トンネルの掘削土の問題であります。

新幹線トンネルから掘削された無対策土は、札幌市の盤渓だとか石狩市の民有地に搬入し、要対策土については小樽市へという鉄道建設・運輸施設整備支援機構の姿勢は明白だというふうに思っています。それです、札幌市内ではトンネル掘削土の受け入れ地で今大問題になっているところです。マスコミでも大きく取り上げられていると思うのですけれども、小樽市はどのようにこの問題について受けとめているのか聞かせてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

受け入れ地についてでございますけれども、小樽にしましても、札幌にしましても、住民の皆さんの一定の理解を得た上で進められるべきものであるというふうに考えております。一定の理解が得られるように丁寧に説明がなされなければならないものというふうに思っております。

○川畑委員

それで、小樽市では朝里川温泉地域の住民が根強く反対していることは認識していると思うのです。小樽市はこれに対してどのように受けとめているのか、その辺の見解をお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

朝里川温泉地区についてでございますが、現在事前調査が終了しまして、対策方法も決まりつつあるということで、今後また住民の皆さんへの説明がなされる段階に来ているのかなというふうに考えておりますけれども、丁寧な説明に努めて、一定の御理解が得られるように機構には進めてもらわなければならないものというふうに考えてございます。

○川畑委員

その反面、塩谷地域の住民は全面的に受け入れを承諾しているというふうに捉えているのかどうか、それを聞かせてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

一定の御理解をいただいているものというふうに認識してございます。

○川畑委員

一定の理解ということは、反対者もいることは認識しているのですね。その辺はどうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

全ての人ではございませんけれども、そういう認識もでございます。

○川畑委員

それで、塩谷地区で行われた説明会では、朝里トンネルで掘削された要対策土の塩谷地区での受け入れを一度は

拒否されているながら、改めてダンプ四、五百台で、1日100台を四、五日の期間、その分の分量を限定して受け入れを強要してきたのです。強要をしてきたと言ったら異議があるかもしれませんが、私はそこに参加して、そのように受けとめました。住民はやむを得なく受け入れた経過があるのですが、その経過と認識について、市の見解はどういうふうな見解を持っているのか聞かせてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

この件ですけれども、朝里トンネルの掘削に伴いまして、予定していなかった要対策土が発生したことから、平成30年12月5日なのですが、急遽1回目の説明会を実施したというところでございまして、それが説明会の2日後に搬入を始めたいという急な内容であったということから理解が得られなかったのだろうということによってございまして、その後、戸別説明などを通じまして、31年3月18日に2回目の全体説明会をさせていただきました。この中で一定の御理解を得たものというふうに認識をさせていただきます。

○川畑委員

確かに一定の、承諾したということもあるのですけれども、もともと塩谷の住民の方々は、塩谷から掘削した、そこから出るものはやむを得ないだろうという発想だったのです。それが急遽、朝里のほうは承諾を得ていないから、朝里の部分を塩谷に入れさせてくれと、こういう話だったのです。ですから、そういうことをまず改めて認識していただきたいと思うのです。

そして、6月27日の北海道新聞の報道では、トンネル掘削に取りかかるには掘削土の受け入れ地確保が前提だと。そして、要対策土の受け入れ地が決まっていないために2区間の掘削が未着手となっている。これは札幌市のことを言っているのですけれども、そういう報道をしているのです。要対策土は塩谷の民有地へ、無対策土は札幌市の盤溪などに、先ほど言ったように搬入しています。

市長は、要対策土を受け入れしている民有地に続いて、市の所有地を掘削土の受け入れ候補地として、塩谷を提案したのです。これは報道されていますからわかっていると思うのですけれども、なぜ塩谷地区に集中するのか説明してください。

○委員長

川畑委員に申し上げますが、もし未来に向けたというお話で、平成30年度の決算事業以外であれば、答弁に関しては難しいかと思っておりますけれども、その点御配慮いただきたいと思っております。

説明員の答弁は、答弁できれば求めます。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

この件につきましては、機構からは、市内全域を対象として、公有地、民有地問わずですけれども、受け入れ地の確保を目指しているということで聞いてございます。いまだ発生量全量に対して受け入れ地が不足していることから、塩谷に限らず確保を目指しているということでございました。

○川畑委員

それ以上詰めても、新たな答弁は出てこないと思っております。

掘削土の受け入れ地、市有地と市が提案している受け入れ地ですね、この間には塩谷川があるのです。その実態を承知の上で受け入れ予定地を提案しているのでしょうか。その辺がわかれば答えてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

現地の河川の位置関係等につきましては、これは把握しているということでございます。

○川畑委員

新幹線建設が最優先で、そして、地域住民の生活の安全だとか安心については二の次だというふうに私には聞こえるのです。その辺の見解を聞かせていただきたいと思うのですが。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

新幹線の札幌延伸は、市としては推進の立場ではありますが、あくまでも地域の環境面に配慮がなされることが前提でございますので、地域住民の生活の安全・安心が二の次ということでは決してございません。

○川畑委員

それで、質問の方向を変えますけれども、新小樽(仮称)駅の利用者を700人から1,600人と想定されていると、そういう今までの答弁があります。その想定人数に変わりはありませんか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

利用者数の想定でございますけれども、今のところ変わりはありません。

○川畑委員

それで、新小樽(仮称)駅の整備費用について、新駅の駅前広場や駐車場だけで10億円以上、その他整備を合わせると数十億円になるのではないかという我が党の質問に対して、市長は過大とならないよう想定する利用者数に応じた適切な事業規模で進め、その財源確保に努めたいと答弁されています。それでお聞きしたいのですが、利用者数に応じた適切な事業規模の内容、その財源確保について具体的に説明してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

適切な事業規模の内容ということでございますけれども、想定する利用者数に応じましたバスパースですとかタクシープールなどを備えた駅前広場やイベント広場、駐車場を設置する予定ということでございます。

次に、財源につきましては、駅前広場の事業主体は未定でございますけれども、市の財政負担を抑えることができるように、関係機関と協議を進めていきたいというふうに考えてございます。また、市が整備する駐車場につきましては、国の交付金事業などを活用するというのを考えてございます。

○川畑委員

これを最後の質問にしますけれども、現在の小樽駅から新小樽(仮称)駅への道のりは4.7キロメートルから5.7キロメートルくらいあるのだというふうに答弁の中でありました。それで20分程度と捉えているのですけれども、利用者にとって不便だと思うのです。どのような対応をこれから考えていくのか。そして、最後に私が言いたいのは、新幹線整備関連費用でも、小樽市の負担額も大きいわけで、市民への負担もはかり知れないと私は思っています。ですから、この際新幹線札幌延伸については中止も含めて再検討すべきだと思うのですが、見解をお聞かせください。

○委員長

川畑委員に申し上げます。

ただいまの質問の内容でありますけれども、必ずしも平成30年度の決算事業執行から導き出されて、将来に向けてというお話ではないように私は把握をいたしました。

今回、ずっと皆さんに注意を申し上げますけれども、30年度の決算、そして事業執行の結果の審査をしていただきたい。その中からの状況であればということでもありますけれども、今回、もし説明員から答弁可能であれば御答弁いただきたいということにしたいと思っておりますが、いかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

まず、前段にございました部分ですが、現在進めております交通事業者や道路管理者などとの協議会があるので、この協議会におきまして、今後2次交通対策等を検討していきまして、例えばシャトルバスの運行などで新駅利用者の利便性を確保していきたいというふうに考えてございます。

それから後段の部分でございましたけれども、人口減少が進む中で、新幹線の札幌延伸につきましては、本市を初めといたします後志地域の交流人口が増加しまして、にぎわいと活力の創出につながると期待されるものであることから、将来の小樽市のためにも推進されるべき事業であるというふうには考えてございます。

○川畑委員

◎土木費の不用額について

土木費の不用額について質問します。

平成30年度の土木費の予算額は約55億6,413万8,000円計上されて、翌年度繰越額が4,720万円、これは港湾建設費の翌年度繰越額というふうにありますけれども、それを除いて不用額は約6億8,304万3,000円、こういう多額となっているわけです。

それで、道路新設改良費の科目の中で不用額が出ている主な理由について示してください。

○（建設）建設課長

道路新設改良事業費の不用額のうち、市道整備事業、臨時市道整備事業につきましては入札差金によるもの、ロードヒーティング更新事業、道路ストック更新事業、橋りょう長寿命化事業につきましては、国の交付金額が要望額の5割から6割程度と少なかったことによるものでございます。

○川畑委員

それで、道路新設改良費の不用額が約2億9,462万5,000円となっているわけです。不用額の大きい項目について伺いたいと思うのです。臨時市道整備事業に約4,620万円の不用額があります。この要因について説明してください。

○（建設）建設課長

まず、工事の入札に際しまして、各工事の予定価格よりも入札参加者、これは業者ですけれども、入札金額は低くなりますので、毎回の入札ごとに入札差金が発生することになります。これが不用額の発生要因の主なものになります。そのほかには、交付金事業とセットで発注予定であったもの、それが当該交付金事業が発注できなくなりまして不用額が発生したものなどがございます。

○川畑委員

臨時市道整備事業の不用額は、2013年度が約4,551万円、2018年度が約4,620万円と、ほぼ近い不用額が出ています。前年度も入札差金とのことですのでけれども、入札予定額を高く見積もっているということなのでしょうか。

○（建設）建設課長

各工事の予定価格につきましては、最新の北海道建設部の土木工事積算要領や積算基準等にのっとりまして、適正に算出し決定しております。高く見積もってはございません。

○川畑委員

平成30年度の道路、側溝、舗装改良工事の計画では、24路線を計画しているのですが、この中で実施しなかった路線というのはあるのですか。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業で実施しなかった路線につきましては、道路改良で1路線、側溝改良で2路線、舗装改良で3路線の合計6路線であります。このうち道路改良の1路線につきましては、別事業の高速道路周辺道路整備事業により実施しております。

○川畑委員

それで臨時市道整備事業は、平成29年3月の建設常任委員会では、整備対象路線が100路線程度であると伺ってありました。毎年2割程度の工事を進めても、その後次々とふえていくのだらうと思うのです。市道や側溝の改良という市民生活に直結した事業なわけであって、工事業者も地元の中小企業が中心になるわけです。

ですから、不用額の要因が入札差金と言いますけれども、2年連続同額に近い多額の不用額が出ているわけですから、事業計画でもって、1件でも2件でも広げていくと、そういうことを考えることはできないのでしょうか。

○（建設）建設課長

平成30年度の臨時市道整備事業の発注は11月に、設計変更は翌年2月に終了しておりまして、これで入札差金等

の額が固まっておりますが、この時期からの工事発注は冬期施工で割高となることや適正な工期を確保できないおそれがあることから、難しいものと考えてございます。

ただし、30年度に工事を実施した路線のうち、次年度以降も継続して整備する予定の路線につきましては、可能な範囲で当初計画よりも整備延長を延ばすなど、計画区間の早期完成を目指す工事内容の変更等は行っているところであります。

○川畑委員

それでロードヒーティング更新事業というのがあるのですが、これは本市にとって、市民を初め交通車両の安全確保のためにも必要な事業だというふうに私は捉えています。

交付金の減額によって事業を縮小した場合、その事業を翌年に計上することになるのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

○（建設）建設課長

基本的には翌年度以降も予算要求していくこととなりますが、同年度に複数の路線を整備し予算額が大きくなり過ぎると、こういうような場合には予算の平準化を図るために発注年度を調整する場合もございます。

○川畑委員

それで、交付金をふやす手だてを尽くすことはもちろん大事なことだと思うのです。ただ、単独事業の予算増額も検討すべきではないかと思うのですが、その辺についてはできないものですか。

○（建設）建設課長

委員の御指摘のとおり、国に対する交付金の増額要望、これは引き続き行ってまいります。本市の財政状況を鑑みますと、国費の活用が可能な事業は最大限国費を活用すべきと考えておまして、現時点で単独事業の予算増額は考えてございません。

○川畑委員

◎都市公園安全・安心事業費について

最後の質問をさせていただきます。公園費の不用額が約4,424万3,000円となっているのですが、うち都市公園安全・安心事業費が不用額約3,452万4,000円と、公園費の不用額の8割近くを占めているわけです。

それで、まず一つ聞きたいのは、都市公園安全・安心事業の内容を知らせてください。また、不用額が出ている要因についてもお聞かせいただけますか。

○（建設）公園緑地課長

平成30年度の都市公園安全・安心事業の内容でございます。国からの交付金によりまして、公園遊具の更新や施設のバリアフリー化整備をする事業であります。30年度は、公園遊具の更新整備等として6公園を実施しておりまして、実施公園は、みどり公園、朝里中央公園、こおろぎ公園、若竹公園、あけぼの公園、平磯公園で、主な遊具はブランコ、平均台となっております。また、バリアフリー化整備としまして、銭函中央公園と平磯公園の多目的トイレなどの整備を行っております。

不用額が出ている要因についてでございますが、国の補助事業での交付金減額によるもので、要望額の7割程度になったことによるものであります。

○高野委員

◎介護保険事業特別会計について

介護保険についてお伺いしたいと思います。

平成30年度の決算では、歳入と歳出の差額が約6億8,765万7,000円となっております。この剰余金のうち、国や道への返還分はどのぐらいになりますか。

○(医療保険) 介護保険課長

繰越金のうち、国及び北海道等への返還金については 3 億8, 121万1, 203円となっております。

○高野委員

今、3 億円以上ということだったのですけれども、国や道などに返還するお金があっても約 3 億円残って、その分を介護給付費準備基金に積み立てするということになるのでしょうか。

○(医療保険) 介護保険課長

基金積立についてですが、そこからの残額のうち、還付未済額といって保険料を多くもらっていた方々に還付する部分が約 290 万円ありまして、その 290 万円を差し引いた 3 億354万8, 248円を基金に積み立てると、こういうふうになっております。

○高野委員

それでは、小樽市の介護給付費準備基金の平成26年度から30年度末までの残高をお知らせください。

○(医療保険) 介護保険課長

平成26年度から30年度まで、各年度末の基金残高ですが、26年度末から順に1, 000円単位で申し上げますと、約 3 億2, 732万7, 000円、27年度が約 3 億5, 841万1, 000円、28年度が約 4 億1, 423万4, 000円、29年度が約 5 億5, 866万円、30年度が約 7 億6, 769万2, 000円となっております。

○高野委員

この間、基金を活用して基準額が5, 000円台に何とかなったということなのですが、やはり全道平均よりも 200円以上高いという状況があります。第 1 段階から第 4 段階までの被保険者に第 6 期並みの保険料の引き下げを行った場合、年間幾ら必要になるのでしょうか。

○(医療保険) 介護保険課長

保険料は所得段階、第 1 段階から第 4 段階を対象に第 6 期並みの保険料とした場合ということで御質問があったと思いますけれども、まず、被保険者数を本年 6 月 1 日の平成31年度当初賦課時点のもの、保険料を第 6 期保険料と第 7 期のうち、30年度の保険料の比較とした場合、所得段階ごとに被保険者数と保険料を乗じて差額を出しますと、30年度の単年度で約 3, 900万円、第 7 期のほうが高くなるという試算となっております。

○高野委員

約 3, 900万円ということでしたが、そういうことでしたら、第 7 期のこの 3 年間、介護保険料の中でも 1 億数千万円で済むのではないかなというふうに思うのですが、第 1 段階から第 4 段階の被保険者は何人になりますか。また、一番多い人数は何段階の方が多いのですか、お知らせください。

○(医療保険) 介護保険課長

第 1 段階から第 4 段階までの人数ということでございましたが、本年 6 月 1 日の平成31年度当初賦課時点ということでお答えさせていただきますと、まず第 1 段階が一番多くて、1 万2, 316人、第 2 段階が5, 005人、第 3 段階が5, 070人、第 4 段階が4, 896人となっております。

○高野委員

やはり第 1 段階の 80 万円以下所得のそういう方が 1 万人以上と一番多くなっている。生活が大変な方が多いのかというふうに思うのですが、これまでも介護給付費準備基金の活用で、低所得者に対して保険料引き下げを求めてきました。

今、平成26年度からのお話を伺ったのですが、やはり30年度は 7 億円以上ですか、そういうふうに基金があったということがありますので、第 6 期並み、第 4 段階の方の保険料を引き下げても 2 億円ほどの基金の積み立てが十分可能だったのかなと考えるのですが、その辺はいかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、基金についてのお話だと思うのですが、平成30年度決算では、計画と比較すると確かに決算ベースでは積立額が多かったというような認識ではございます。ただ、計画が30年度から令和2年度までの3年間のものでもありますことから、ここで積み立てが多いとか少ないとかということについては、判断が少し難しいなというふうに考えております。

しかし、いずれにしても、今後給付費の推移を見ながら、また第8期の計画策定が始まりますので、この計画策定の際にいろいろ議論いただきまして、また、話を伺いながら基金について考慮して適切な保険料設定をしてまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

第8期の計画策定のときは適切にやっていくということだったのですが、繰り返しになりますけれども、やはり平成26年度から数億円の積み立てが行われていたということであれば、やはり保険料を引き下げることが十分可能だったのではないかとすることを主張して次の質問に移りたいと思います。

◎住宅エコリフォーム助成事業について

住宅エコリフォーム助成事業について、今回の予算では250万円をつけていましたけれども、平成30年度の決算では約83万円となっております。予算と決算に開きがあるかと思うのですが、その理由をお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

予算と決算の開きの理由についてですが、さまざまな理由があると考えられますけれども、一つには制度の周知不足というものがあつたのではないかと考えております。

○高野委員

周知不足ということだったのですけれども、やはり住宅エコリフォーム助成で、なかなか申込件数が上がらないということで平成29年度に拡充しているのですが、今回を見てもなかなか件数が伸びていないのかと思うのですが、その辺は市としてどのように捉えているのですか。

○（建設）建築住宅課長

私どもも、当然この制度をたくさんの方に利用していただきたいと考えております。そのため、昨年度まではこの制度について関係団体へも、それから広報おたるへの掲載、STVの小樽フラッシュニュースでの放映により制度周知を行ってきました。今年度はそれらに加え、さらに登録事業者全43社へ直接電話連絡し、制度の利用を依頼したところです。

その成果もありまして、今年度は10月1日現在で交付決定したものですけれども、件数は13件、金額的には予算執行率75.6%に達しているという状況であります。

○高野委員

10月1日ではふえたということだったのですけれども、やはり私は、エコリフォーム助成は人口減少に歯どめをかける平成30年度予算の主要事業でもありました。今、申込件数も伺ったのですが、なかなか利用する方が少ないという背景には、利用しづらい部分があるのではないかとと思うのです。以前は毎年のように100件以上申込件数があつたリフォーム助成から比べますと、なかなかエコだと限定されるのかなというふうに思うのです。

それで、やはりほかの自治体でも、この住宅リフォーム助成は、2018年の現在でも約500を超える自治体まで広がっている。そういうことから重要な事業なのかと思うのです。やはり住宅の事業というのは、空き家対策だけではなくて、住みなれた地域で快適に暮らしていくということにもつながってきて、結果的に人口減対策にもなり、経済波及効果にもつながっていくのかと思うのです。なので、エコリフォーム助成とは別に、いろいろな自治体で新築のための助成とかもいろいろやっていますので、その点についてもぜひ前向きに検討していただきたいと思うので、その点を要望して私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。